

つながり 支え合い みんなでつくる 私たちのまち

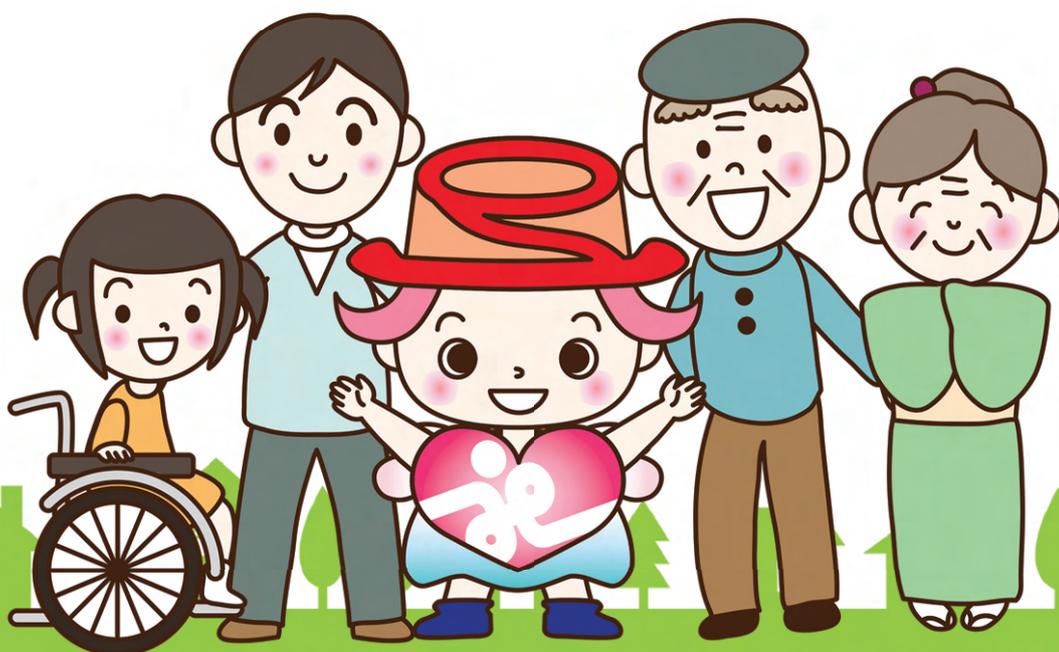
呉市地域福祉活動計画

2023

令和 5 年度

2026

令和 8 年度



社会福祉法人 呉市社会福祉協議会

／ つながり 支え合い みんなでつくる 私たちのまち ／

呉市地域福祉活動計画



はじめに

呉市社会福祉協議会は、令和4年に法人登記完了から55年を迎えました。「ご近所からほほえみがえしが広がるまちづくり」を基本理念に掲げ、これまで地域が抱える様々な生活課題を地域全体の課題として捉え、互いに協力し合いながら、福祉のまちづくりの実現を目指し、住民の皆さまをはじめ、関係機関、呉市行政と連携し、活動を展開してまいりました。

近年、私たちを取り巻く環境は、少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済状況も変化し、8050問題、高齢者や障害者、子どもへの虐待、社会的孤立等、地域生活課題の複雑化も進み、より深刻な課題も顕在化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域福祉活動が制限される中、改めて地域のつながりの大切さに気付き、地域福祉のあり方を考える機会となりました。

このような中、令和4年3月に呉市は、個別の福祉施策だけでは支援が困難な地域生活課題へ対応するため、呉市全体での包括的な支援体制づくりをはじめとした施策の推進を図り、地域共生社会の実現を目指す『呉市地域福祉計画』を策定しました。

これらを受け、このたび呉市社会福祉協議会では、呉市の地域福祉を推進するために『**呉市地域福祉活動計画**』を策定しました。呉市地域福祉活動計画は「**つながり 支え合い みんなでつくる 私たちのまち**」をビジョンに掲げ、令和5年度からの4か年で取り組むことを具体的に示したものです。10年後20年後も呉のまちに住む誰もが安心して、その人らしく、いきいきと住み慣れた場所で生活することができるよう、住民・専門職・行政・社会福祉協議会それぞれの強みをいかし、今できることに取り組んでまいります。

呉市社会福祉協議会は、地域福祉を進める団体としての責務を果たすべく、これからも住民の皆さま、関係機関、呉市行政と連携し、呉市地域福祉活動計画の推進に全力を尽くしてまいりますので、より一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

令和5年3月

社会福祉法人 呉市社会福祉協議会
会長 中本 克州

目次

第1章 呉市地域福祉活動計画の策定にあたって

① 策定の趣旨	1
② 位置づけ	1
③ 策定体制	3
④ 期間	4
⑤ 地域福祉とは	4
⑥ 地域（圏域）の考え方	5

第2章 呉市の現状と課題

第3章 呉市地域福祉活動計画で目指すもの

① 呉市地域福祉活動計画のビジョン	17
② 重層的な支援体制の構築に向けた各圏域のネットワーク図	18
③ 呉市地域福祉活動計画の活動目標と具体的な取組	19

第4章 呉市地域福祉活動計画の推進と評価

① 呉市地域福祉活動計画の周知	37
② 進行管理と評価	37

資料編

① 用語解説	39
② 社会福祉協議会とは	44
③ 地域福祉に関するアンケート調査の実施	45
④ 地域づくりフォーラムの開催	51
⑤ 検討過程	52
⑥ 推進委員会名簿	54

●本計画は、公用文に用いられる用字用語及び常用漢字に則して表記しています。

●*が付いている用語は、本計画39ページ～43ページで解説しています。

第1章 呉市地域福祉活動計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

呉市社会福祉協議会（以下「呉市社協」といいます。）は、地域福祉を推進する団体として、これまで地区社会福祉協議会*や民生委員児童委員協議会、単位自治会（自治会連合会）等と連携し、ふれあい・いきいきサロン*をはじめとした地域福祉活動に取り組んできました。また、住民自らが地域生活課題*に気付き、受け止め、解決に向けた話し合いを行うことによって、地域で支え合うための活動づくりの支援も進めています。

これらの取組を通して、今まさに地域の支え合いの力、いわゆる“地域の福祉力”の向上が求められていると感じる一方で、単位自治会や地区社会福祉協議会等のご近所さんの力だけでは複雑・多様化する地域生活課題を解決するには、限界があるとも感じています。

そのため、専門職や企業をはじめ地域における様々な団体・機関、行政、社会福祉協議会が連携し、地域の暮らしを支えていくことが必要です。「呉市地域福祉活動計画（以下「本計画」といいます。）」は、それぞれの強みをいかし、連携・協働*できる体制づくりを目指しています。

2 位置づけ

●地域福祉計画について

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づいて市町村が策定し、高齢・障害・児童・困窮といった福祉に関する部門別計画の「共通軸となる施策」を体系化する福祉保健分野の上位計画に位置付けられます。

呉市地域福祉計画は、地域生活課題を明らかにし、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、福祉保健部を中心とする呉市行政の関係部局並びに、呉市社協をはじめとする多様な関係機関が協議のうえ、計画的に整備していくことを内容とするものです。

●地域福祉活動計画について

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会がこれまでの活動を通して把握した地域状況や関係機関と培ってきたつながりをいかし、住民をはじめとした地域の多様な活動主体に呼びかけ、共に策定するものです。

本計画は、呉市行政が策定した「呉市地域福祉計画」の理念を踏まえつつ、地域福祉を推進するための具体的な取組を示します。

地域福祉の推進のためには、地域と関わりを持つ全ての人や団体、企業等が地

③ 策定体制

●地域福祉に関するアンケート

呉市にお住まいの人や通勤・通学をしている人にご協力いただき、地域福祉に関する思いや考えをお尋ねするアンケート調査を実施しました。

詳しくは、本計画45ページをご覧ください。

●地域づくりフォーラム

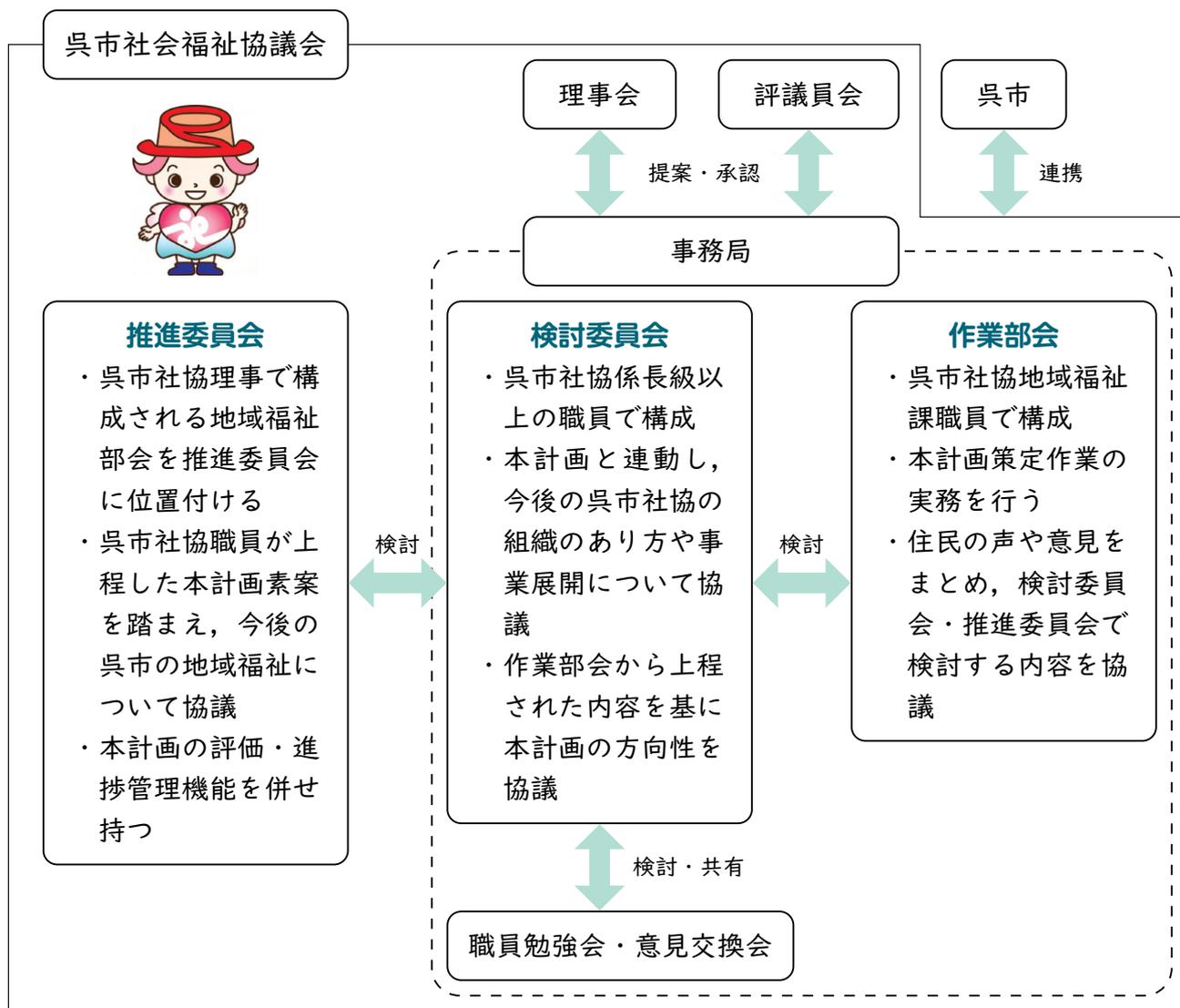
住民懇談会として、10地区で11回開催しました。今後、令和6年度までに市内全28地区で開催する予定です。

詳しくは、本計画51ページをご覧ください。

●パブリックコメント

本計画の素案を公開し、広く意見を募集しました。

住民の声を反映



4 期間

本計画の期間は、令和5年度から令和8年度までの4か年とします。ただし、社会経済情勢等の変化や大きな制度改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
呉市地域福祉活動計画 (民間計画)		→			
呉市地域福祉計画 (行政計画)		→			

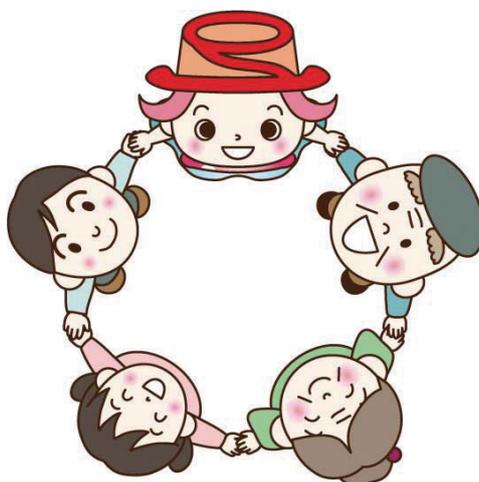
※本計画は、行政計画である「呉市地域福祉計画」と連携しながら進めていくことが必要です。より一層の連携・協働を図れるよう、呉市地域福祉計画の終了年度に合わせ、本計画も令和8年度までの計画期間としています。

5 地域福祉とは

「地域」は、私たちが生活を営む場所であり、暮らしの基礎となる人々の関係を意味します。私たち一人ひとは、呉市のどこかで暮らす「住民」です。

「福祉」という漢字には、どちらも“幸せ”という意味があります。「福」は幸福に用いられるように、心の“しあわせ”。「祉」は巡り合わせや機会、また幸せのためにみんなが力や知恵を出し合う“仕合せ”という意味があります。

「地域福祉」は、住民一人ひとりが主役となり、年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、個人としての“私”と同じ地域で暮らす“みんな”の幸せのために、私たちとその地域で暮らす多様な主体（住民、社会福祉法人*、専門職等）が、つながりを紡ぎながら、それぞれが持っている強みをいかし連携・協働することで住みよい地域づくりを進める取組です。



【地域福祉を進める多様な主体と期待される役割】

地域福祉を進めるためには、住民、専門職、行政、社会福祉協議会が連携・協働することが必要不可欠です。

住民 地域の主役は、そこに住む住民自身です。一人ひとりが地域福祉の推進役として、様々な地域活動に積極的に参加するとともに、活動を通して地域の生活課題を把握し、行政や専門職等と連携して解決を図るよう努めることが期待されています。	専門職 専門職が持つ情報や知識、技術をいかし、地域における福祉サービスの拠点としての役割を担うとともに、専門職自身も地域の一員として積極的に地域活動に参加することが求められています。
行政 社会福祉法に地域福祉を推進する責務が明記されています。 そのために、高齢・障害・児童・困窮・保健・医療の対象分野に捉われず、互いに連携し、横断的な体制を整備すること、社会福祉の領域だけでなく、まちづくりや地方自治においても地域福祉の推進を図ることが求められています。	社会福祉協議会 ふれあい・いきいきサロンをはじめとする住民が互いに助け合い・支え合う活動づくりを進めるとともに、地域で活動する様々な住民主体の活動のネットワーク化を図り、地域の福祉力を高めていくことが求められています。 詳しくは、本計画44ページをご覧ください。

6 地域（圏域）の考え方

私たちが日常生活で「地域」を考えるとき、思い浮かぶ範囲は、ご近所から市全域まで様々です。

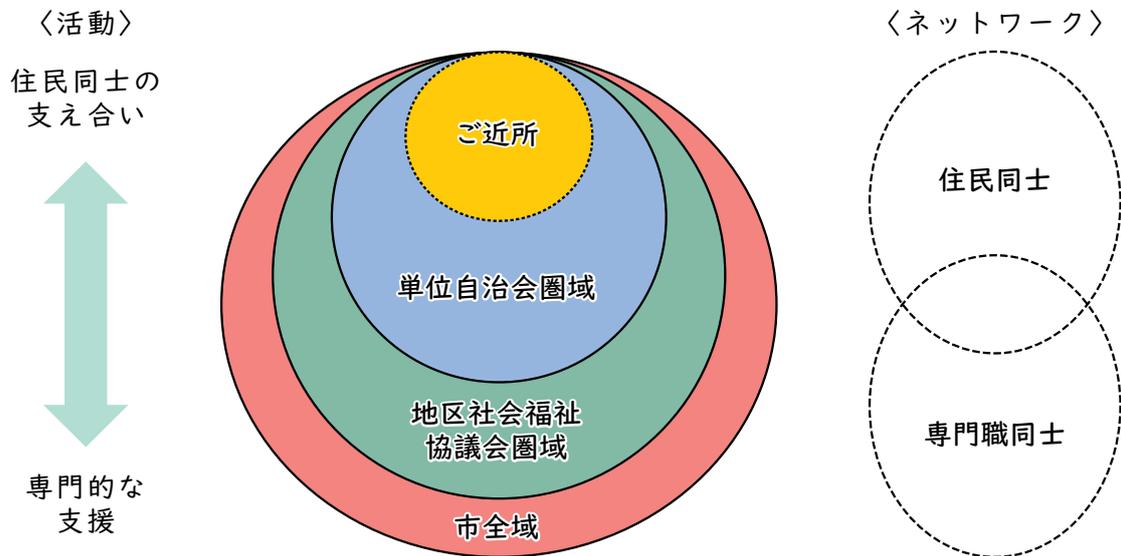
しかし、地域福祉を進めていくうえで重要なことは「身近な圏域」において、住民が把握した地域生活課題を我がこととして捉え、解決に向けて一歩を踏み出せる環境を整えることです。住民は、地域特有のつながりや身近な関係があるからこそ、ご近所さんのちょっとした変化にいち早く気付くことができます。そして地域の魅力や足りないところを一番感じているのも、その地域で暮らす住民です。

また、身近な地域における福祉のまちづくりの推進役として、市内全28か所に地区社会福祉協議会が組織されています。住民主体の理念のもと、日頃からの様々な住民組織や関係機関とのつながりをいかし、地域の福祉力を高めるため、今できることをみんなで協議し、取り組んでいます。

そのため本計画では、地域福祉を推進するための地域の範囲を「ご近所」「単位自治会圏域」「地区社会福祉協議会圏域」「市全域」の4つの圏域に整理しました。

「ご近所」と「単位自治会圏域」で行われるご近所同士の支え合いを活性化し、「地区社会福祉協議会圏域」を通じて、それぞれの圏域に共通した地域生活課題を受け止め、「市全域」において、様々な団体や関係機関、呉市行政と連携・協働し、取組を進めることで、重層的な支援体制*の構築を目指します。

【重層的な圏域のイメージ図】



ご近所（向こう三軒両隣）

- ・日頃から住民同士で挨拶を交わし、小さな変化やちょっとした困りごとに気付き合える範囲

単位自治会圏域

- ・ふれあい・いきいきサロン，見守りや支え合い活動により，住民同士の交流等を行う範囲
- ・住民同士のネットワークづくりを進めることで地域生活課題の早期発見や孤立防止を図る

地区社会福祉協議会圏域（地区自治会連合会圏域）

- ・地域福祉を具体的・計画的に推進する範囲
- ・単位自治会圏域では対応が難しい地域生活課題を多様な住民組織や専門職等が共有し，新たな資源の開発を図る
- ・地域生活課題をとりまとめ，行政に対して制度改善の提言を行う

市全域

- ・市全体として取り組む福祉施策の検討や研修会等を実施する範囲
- ・単位自治会圏域や地区社会福祉協議会圏域で把握された地域生活課題をとりまとめ，分野横断的な相談対応や総合的な支援を検討し協働を図る

【参考：呉市の日常生活圏域】

日常生活圏域とは、地域包括ケアシステム*の基礎となるエリアです。

高齢者やその家族等を社会全体で支えていくためには、より身近な地域で相談・支援を行う必要があります。

そのため、呉市では地理的条件，人口，交通事情等の社会的条件に加えて，介護施設等の整備状況，市町合併の経緯を踏まえ，8つの日常生活圏域を設定しています。



出典：呉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画61ページ（呉市・令和3年3月）



第2章 呉市の現状と課題

本計画の策定にあたり、より実情に即した計画となるよう、呉市にお住まいの人や通勤・通学をしている人にご協力いただき、地域福祉に関する思いや考えをお尋ねするアンケート調査を実施しました。

加えて、地区社会福祉協議会と共同開催した地域づくりフォーラムや、推進委員会から得た意見を踏まえ、現状と課題を以下のとおり整理しました。

【用語の定義】 アンケート回答者の年齢層は、次のとおり定義します。

若年層：10代～30代 **中堅層**：40代～50代 **高齢者層**：60代以上

【有効回答総数の表記】 図の囲み枠内に「N=〇〇」と表記します。

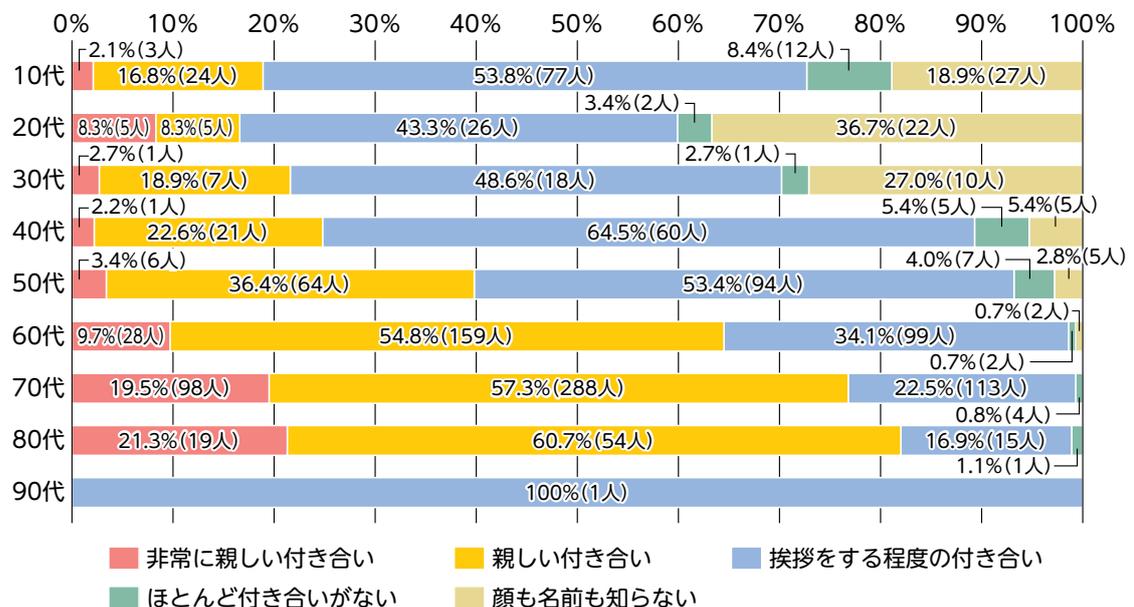
1 地域のつながりの希薄化

図1は、アンケートで普段からのご近所との付き合いの程度について尋ね、年齢別に集計したものです。

現状として、高齢者層の60%以上が「非常に親しい付き合い」「親しい付き合い」と回答しています。

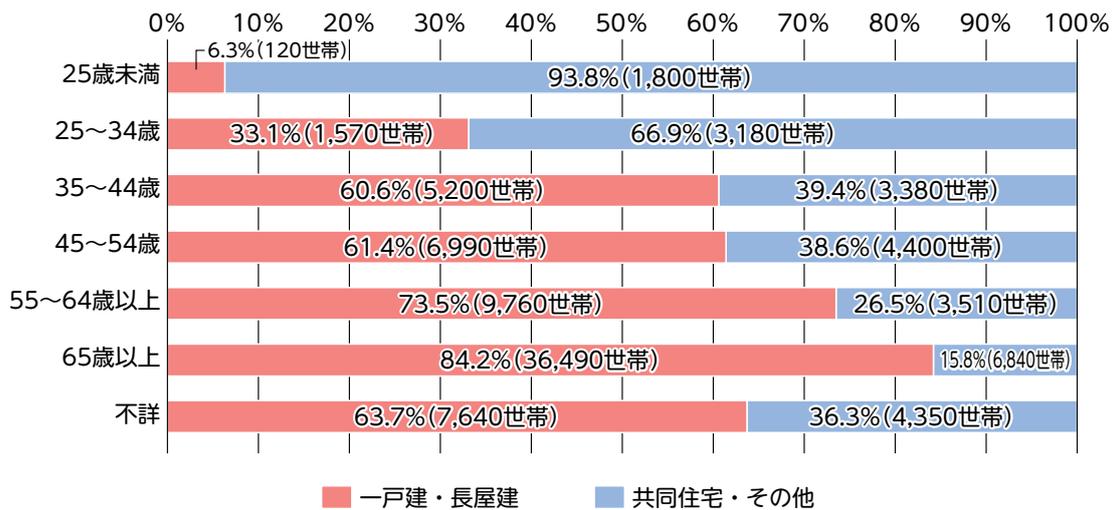
これに対して、若年層では「ほとんど付き合いがない」「顔も名前も知らない」と回答した人の割合が「非常に親しい付き合い」「親しい付き合い」と回答した人よりも高い結果となりました。

【図1】 年齢別ご近所付き合いの程度 (N=1392)



このような結果になった背景として、若年層ほどアパートやマンションといった共同住宅に居住している傾向にあることがあげられます（図2）。地域づくりフォーラムでは、共同住宅には自治会未加入世帯が多く、地域行事等への参加も少ないため、関わる機会が少ないという声がありました。

【図2】 呉市における家計を主に支える者の年齢別の住居形態 (N=95520)



出典：平成30年住宅・土地統計調査結果
 (総務省統計局 <https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/tyousake.html>) を加工して作成

一方で、仕事をしている若年層や中堅層、定年退職後の男性からは、何かきっかけがないと地域に関わりづらいという声がありました。

若年層ほど、ご近所との付き合いが希薄化しており、世代間におけるギャップを埋めるための取組が必要です。

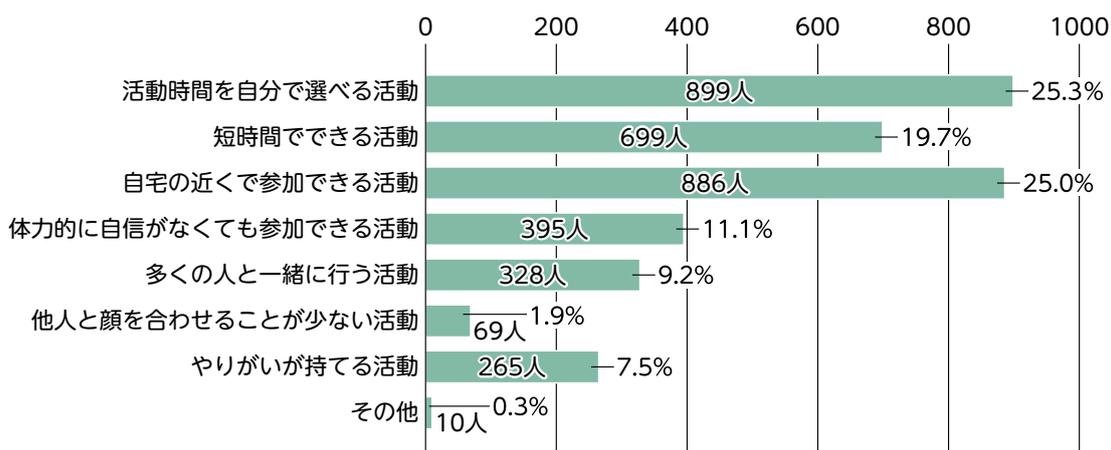


▲ふれあい・いきいきサロン
 ～子どもと大人が出会うきっかけづくりの場～

② 地域福祉活動の担い手不足

アンケートで、取り組みやすい活動を尋ねたところ「活動時間を自分で選べる活動」や「自宅の近くで参加できる活動」「短時間でできる活動」が高い割合を示し、活動時間を意識した回答が多い結果（図3）となりました。

【図3】 あなたが活動しやすいものは、どれですか (N=3551)



地域づくりフォーラムでは、自治会長や民生委員・児童委員*をはじめ、同じ人が地域活動での多くの役割を担っており、負担が集中しているため、誰も役員や役職を受けたがらない等、後継者・担い手不足に関する現状が明らかになりました。

若年層や中堅層では、仕事や子育て、親の介護もあり、自由になる時間が取りづらく、高齢者層に比べ、地域とのつながりも薄いため、地域活動の担い手として力を発揮しにくい状態にあります。また、定年延長により稼働年齢が延びていることも、地域活動に参加する機会を少なくしている要因の一つとなっています。

地域における多様な団体との連携や活動方法の見直し、組織再編等を通して、負担を軽減・分散することも担い手不足の解消に必要です。

また、地域づくりフォーラムでは、消防団や観光ボランティアといった、これまで地域福祉活動に関わりが薄かった団体からの参加があり、団体同士の連携・協働の大切さを感じた人もいました。福祉分野に限らず、様々な団体の人材を把握し、声掛けすることで、担い手の発掘や育成につながる可能性があります。

③ 地域生活課題の潜在化

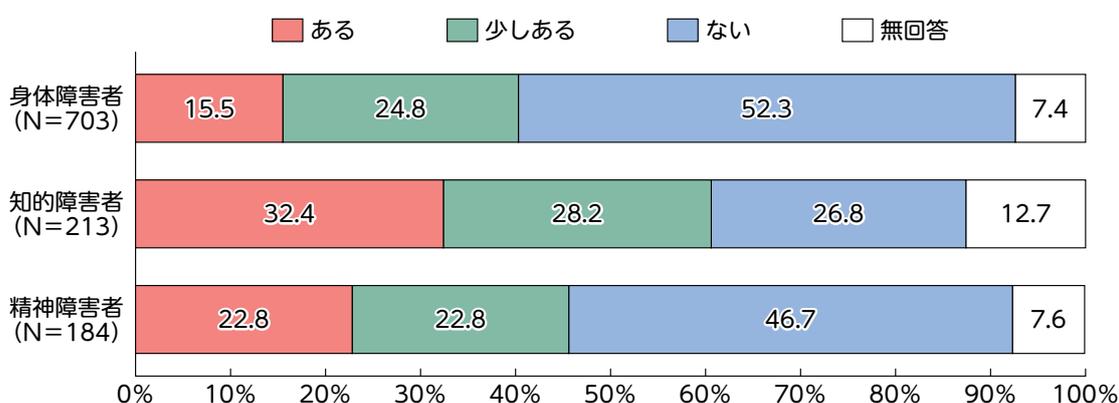
現在、国策として、性別や国籍、年齢、心身の状態や経済状況等の異なる、多様な人たちが主役として参加し、人と人がつながることで、暮らしと生きがいを共に創っていく地域共生社会*の実現を目指しています。

しかし現状は、日常生活を送る中で、マイノリティ*にいる人が差別や偏見を経験することが多いのも事実です。

一例として、障害があることで差別や偏見、嫌な思いをする（した）ことがあるかについて、呉市行政が調査を実施したところ、知的障害者で約6割、身体障害者と精神障害者では約4割の人が「ある」又は「少しある」と答え（図4）、現状として差別の解消に至っていないことが読み取れます。

【図4】

<差別・嫌な思い>



出典：第5次呉市障害者基本計画・第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画38ページ（呉市・令和3年3月）

また、地域づくりフォーラムでは、8050問題*を抱えた世帯や認知症*高齢者といった気がかりな人がいても、本人や家族が隠そうとすると、それ以上関わることができないという声がありました。早期発見・早期対応が地域生活課題の深刻化を防ぎますが、迷惑をかけたくない、知られたくない、干渉されたくないといった思いから、支援につながりにくい世帯が少なくありません。

地域で生活する全ての人が、困った時にはSOSを出すことができ、生きづらさを感じることなく生活していけるよう、お互いを理解し、受け止められる関係性を地域で育むため、福祉教育の充実や啓発の強化が求められています。

④ ご近所同士の支え合いの可能性と限界

地域づくりフォーラムでは、普段から付き合いがある相手であれば、ゴミ出しや重たいものの買い物といった、生活上のちょっとした困りごとを手伝うことがある

という声がありました。お互いさまの気持ちで行うご近所同士の支え合いは、公的サービスが行き届かない困りごとにきめ細やかに対応しています。

図5は、アンケートで回答いただいた、普段からのご近所との付き合いの程度について中央圏域と旧合併町で比較したものです。

【図5】 ※年齢・性別及び普段からのご近所との付き合いの程度について回答をクロス集計し作成

中央圏域	10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代		合計	割合
	男性	女性																
非常に親しい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	4	19	1	4	36	11.4%
親しい	2	6	0	0	0	0	4	4	3	15	9	25	12	45	3	1	129	40.7%
挨拶する程度	6	7	0	4	2	4	6	11	2	17	7	17	15	20	4	1	123	38.8%
ほとんど付き合いがない	2	1	0	1	0	0	0	2	1	2	0	0	2	0	1	0	12	3.8%
顔も名前も知らない	1	4	0	3	1	1	1	2	1	2	1	0	0	0	0	0	17	5.4%
合計	11	18	0	8	3	5	11	19	7	40	17	46	33	84	9	6	317	100.0%

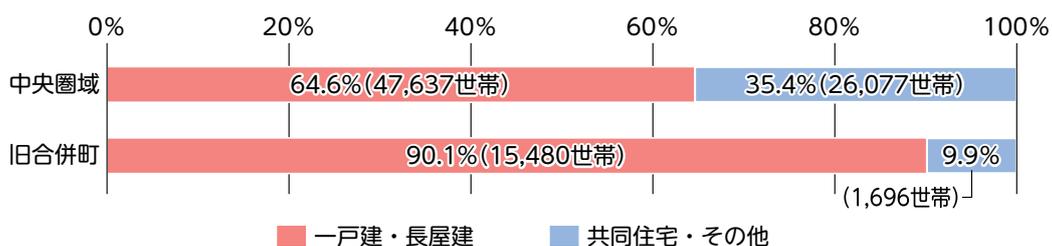
中央圏域：第2地区，第3地区，第4地区，第5地区，第6地区，中央地区，第8地区，三条地区，川原石地区

旧合併町	10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代		合計	割合
	男性	女性																
非常に親しい	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	8	14	21	7	3	55	19.1%
親しい	3	2	0	0	0	2	2	1	7	6	12	32	34	31	10	4	146	50.7%
挨拶する程度	0	4	1	2	1	4	3	4	3	7	14	8	16	9	1	0	77	26.7%
ほとんど付き合いがない	1	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	7	2.4%
顔も名前も知らない	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.0%
合計	4	7	2	4	1	7	6	5	12	13	27	49	65	61	18	7	288	100.0%

旧合併町：平成の大合併で呉市に編入した下蒲刈町，川尻町，音戸町，倉橋町，蒲刈町，安浦町，豊浜町，豊町

現状として、中央圏域と旧合併町どちらも「非常に親しい」「親しい」を合わせると50%を超えていますが、どちらも高齢者層の割合が高いことが分かります。また、中央圏域は旧合併町と比べ「非常に親しい」「親しい」と回答した割合が低い傾向にあり、普段から自治会活動への参加の機会が少ない共同住宅に住む人の割合（図6）が高いことも人間関係に影響しているとも読み取れます。

【図6】 中央圏域と旧合併町における住居形態 (N=90890)



出典：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）(<https://www.e-stat.go.jp/statistics/00200521>) を加工して作成

ご近所同士の支え合いは、顔の見える関係を基盤として行われています。若年層や中堅層においても、身近な範囲で行われている地域の活動に参加し、お互いさまの支え合いの必要性を実感できる地域づくりが必要です。

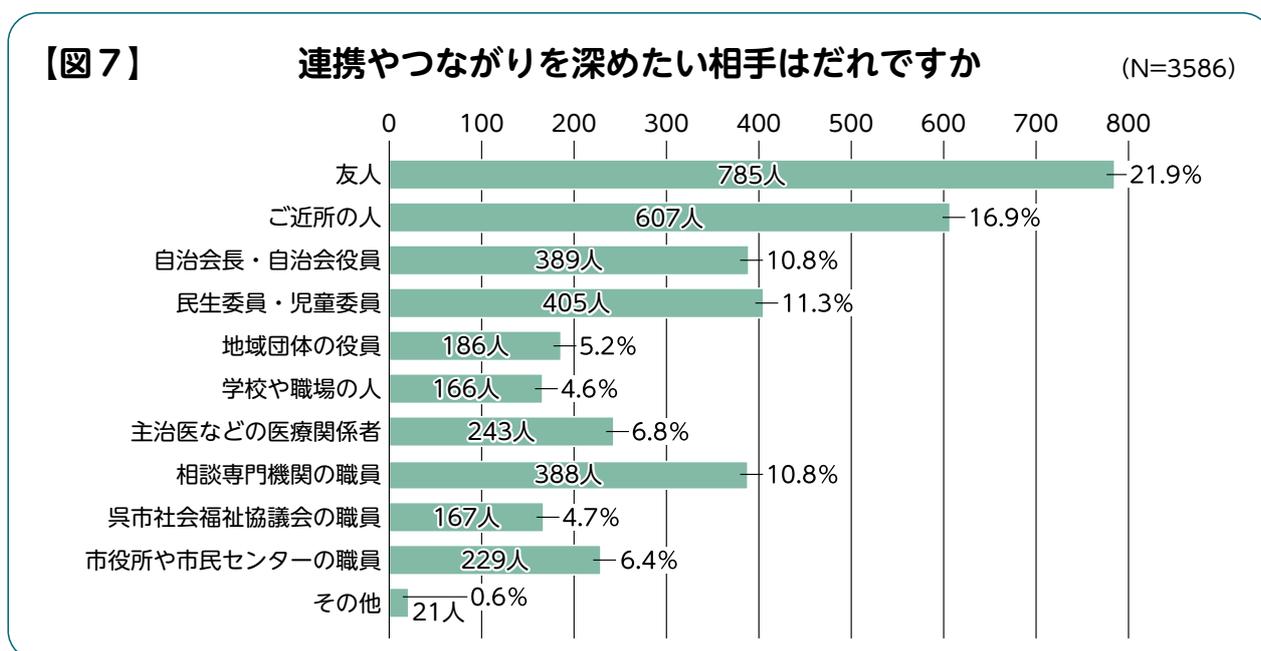
また、地域づくりフォーラムの参加者からは、通院や買い物といった移動については「自分の車に乗せていってあげたいけれど、事故があったときに責任が取れないから、どうしようもできない」という声もありました。

このように住民だけで解決できない困りごとに対しては、呉市社協や関係団体、呉市行政との協働により、解決に努める必要があります。

5 住民と専門職のつながりが希薄

アンケートでは、連携やつながりを深めたい相手として「友人」以外では、回答者の身近な圏域にいる「ご近所の人」「自治会長・自治会役員」「民生委員・児童委員」が上位を占めています（図7）。

一方、「相談専門機関の職員」「呉市社会福祉協議会の職員」といった専門職や呉市行政（「市役所や市民センターの職員」）については、合計で21.9%に留まる結果となっています。



多くの人が、相談先として友人やご近所さんのように身近な人とのつながりの必要性を感じており、また、そのつながりを求めていることが分かります。

身近な人とのつながりは、緊急時のみならず、日常生活を営む中でも大きな力となります。一方、社会的孤立*を背景とした孤独死や虐待、ゴミ屋敷等の複雑化・深刻化した課題の場合、住民同士の助け合い、又は関係機関からの支援のどちらか一つだけでは解決が難しい場合が多く、住民と関係機関の連携・協働による関わり

が必要となります。

個人情報保護の考え方が浸透したことにより、個人のプライバシーが守られる一方で、地域で気になる人や、課題を抱えている人の情報の共有が難しくなっている現状があります。プライバシー保護を遵守する中で、住民と専門職との連携のあり方を検討する必要があります。

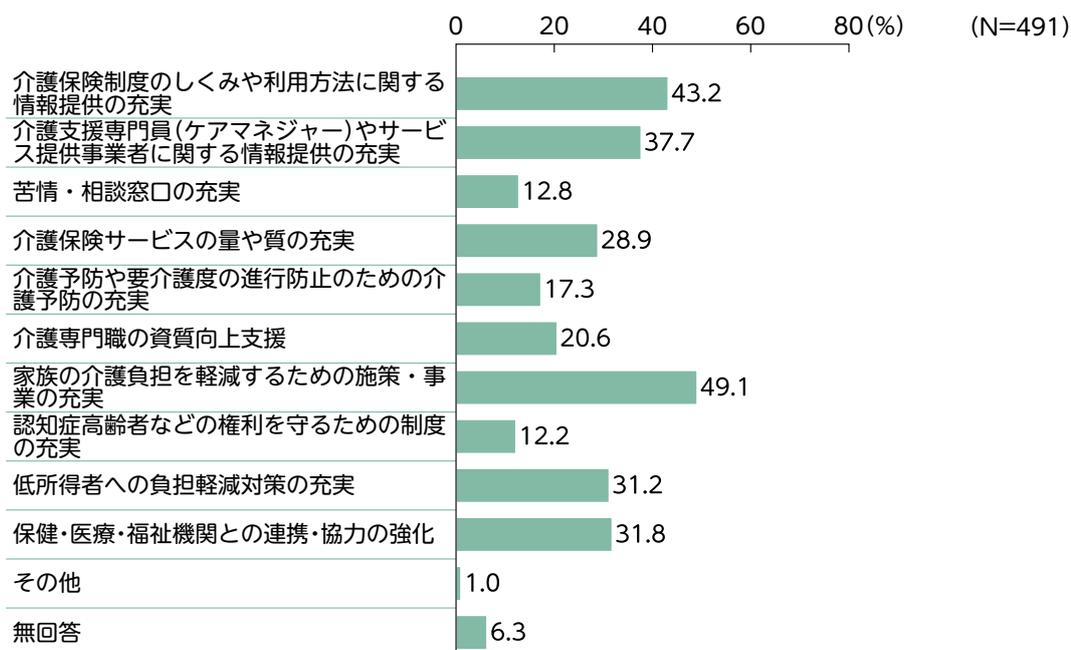
6 情報発信・収集

呉市行政が実施した高齢者に関する調査によると、今後、力を入れてほしいこととして「介護保険制度のしくみや利用方法に関する情報提供の充実」「介護支援専門員やサービス提供事業者に関する情報提供の充実」が上位を占めています(図8)。また、障害福祉サービスの利用向上に関する調査(第5次呉市障害者基本計画・第6期呉市障害福祉計画・第2期呉市障害児福祉計画41ページ:呉市・令和3年3月)では「障害福祉サービスの内容が分かりにくい」「どんな障害福祉サービスが受けられるか分からない」といった声があり、情報提供に関するニーズ*が高いことが分かります。

誰でも情報にアクセスできる環境づくりや、分かりやすく活用できる情報の提供体制の強化が求められています。

情報を収集する手段が多様化し、若年層にも情報が届けやすくなっている反面、地域福祉活動の担い手に高齢者層が多いことから、デジタル・ディバイド* (情報格差)の問題もあります。こうしたことから、多様な選択肢に対応できるような媒体や周知の方法を模索していくことが重要となります。

【図8】

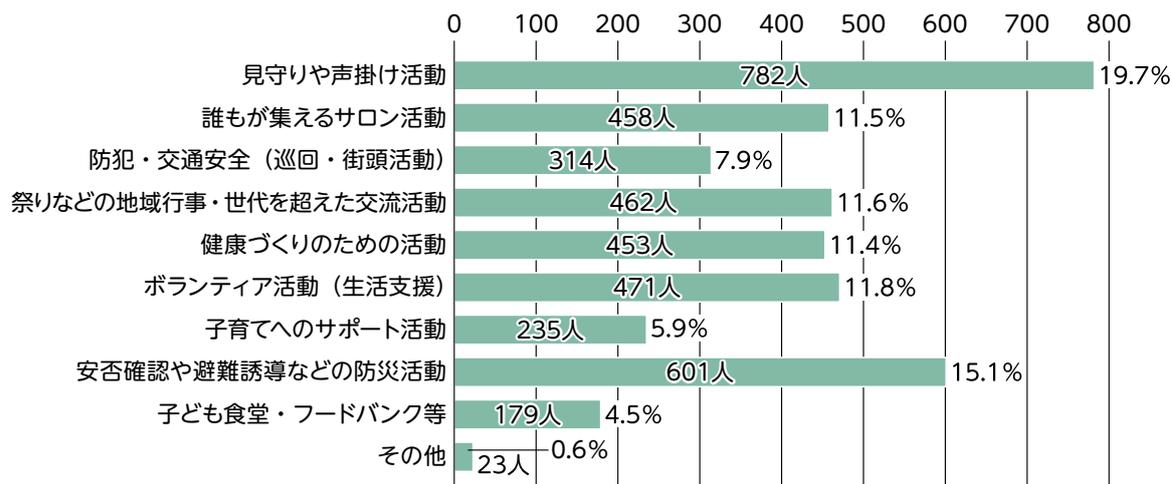


出典：令和2年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・高齢者施策等に関するアンケート調査・在宅介護実態調査報告書
155ページ(呉市・令和3年3月)

7 コロナ禍の影響

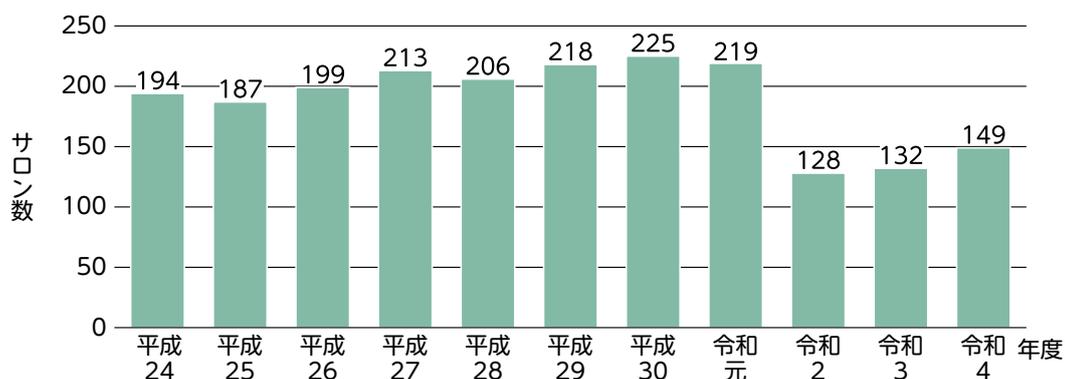
アンケートでは「あったらいいな」と思う活動として「見守りや声掛け活動」「安否確認や避難誘導などの防災活動」「ボランティア活動」、次いで「祭りなどの地域行事・世代を超えた交流活動」「誰もが集えるサロン活動」が高い関心を持たれていることが分かりました（図9）。

【図9】 「あったらいいな」と思う活動 (N=3978)



課題として、新型コロナウイルス感染症の流行以来、担い手の高齢化も重なり、事実上の休止や廃止になった地域の居場所や交流の場も少なくありません。高齢者層が中心となり実施しているふれあい・いきいきサロンは、特に影響が大きく、令和元年度には219か所あったサロンが令和4年度には149か所まで減少しています（図10）。休止にまでは至らずとも、内容が制限され、従来どおりの活動が難しいとの声もあります。そのため、既存の活動の充実はもちろん、実情に寄り添いながら再開や新たな集いの場づくりに向けた活動を後押しするための仕組みが必要となります。

【図10】 ふれあい・いきいきサロン実施か所数の推移



また、新型コロナウイルス感染症流行の長期化により、社会的孤立の問題や、離職・休業による生活困窮*、外出自粛によるフレイル*の増加等、私たちの生活に多大な影響が出ています。これらの課題においては、自助・互助・公助の組み合わせによる対応が必要です。

8 災害時への備え

平成30年7月豪雨災害（西日本豪雨災害）の教訓から、平常時から地域で行われている声掛けや見守り合いの取組が、災害発生時に住民の安否確認等に大きく役立つことが明らかになっており、平常時の取組と災害時の支援を結び付けた支え合いの取組も始まっています。アンケートでも「安否確認や避難誘導等の防災活動」が見守り活動に次いで「あったらいいな」と思う活動（図9）に選ばれています。

地域づくりフォーラムでは、地域活動のベースとして欠かせない組織である単位自治会は、被災現場の最前線でもあると再確認しました。単位自治会区域が広い場合は、班のように、より小さい範囲でのつながりづくりが重要です。

また、災害ボランティアは被災地復興の大きな力となりますが、近年、新型コロナウイルス感染症の流行、道路や鉄道の寸断等の地理的要因により、全国から災害ボランティアを募ることが困難な状況にあります。これらを踏まえ、今後はより一層、地元関係者が主体となった災害ボランティアセンター*の運営及び災害ボランティアの養成が求められています。



▲災害ボランティア活動



▲民生委員による避難所での足湯活動
～一人ひとりの小さなつづやきに耳を傾ける～

第3章 呉市地域福祉活動計画で目指すもの

① 呉市地域福祉活動計画のビジョン

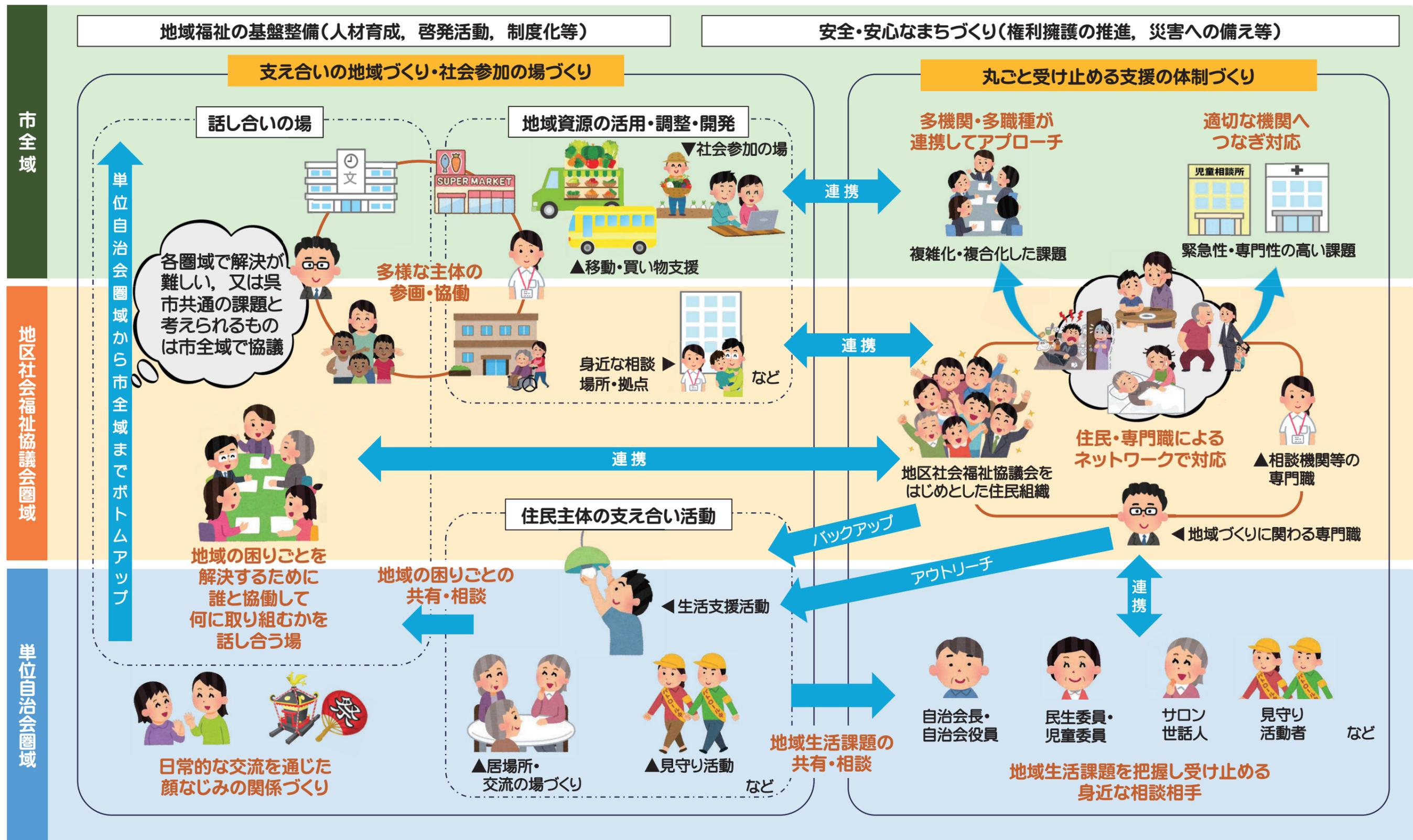
「つながり 支え合い みんなでつくる 私たちのまち」

暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、つながりを再構築することにより、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いを尊重し、認め合い、そして時に支え合うことで、その人らしい生活を送ることができる社会の実現が求められています。

福祉分野に限らず、地域生活を支える様々な関係者が参加し、力を合わせ、安心して暮らせる呉のまちを共につくっていかうという思いを込めています。



2 重層的な支援体制の構築に向けた各圏域のネットワーク図



③ 呉市地域福祉活動計画の活動目標と具体的な取組

ビジョン

「つながり 支え合い
みんなでつくる 私たちのまち」

【活動目標】

【活動方針】

【活動事業】

1

地域で支え合う
人づくり・場づくり

地域で支え合う

1 お互いを理解し
尊重し合う地域づくり

① 出会いと学びの場づくり

2 安心できる居場所や
交流の場づくりと充実

① 誰でも交流・参加できる場づくり
② 当事者の居場所・交流の場づくり
③ 今ある場への支援強化

3 お互いさまの支え合い
活動の推進

① ご近所同士の支え合いの活性化

4 地域に関わる
人づくり

① 地域に関わるきっかけづくり
② 活動者への支援強化

2

協働して困りごとを解決
するネットワークづくり

協働して困りごとを解決

1 身近な相談支援体制の
構築・強化

① 専門職のアウトリーチ・ニーズ
キャッチ強化
② 住民の気付き・相談を受け止める
体制整備

2 多様な主体の連携・
協働の場づくり

① 多様な主体による話し合いの場と
活動づくり

3

安心して住み続けること
できるまちづくり

安心して住み続けること

1 権利擁護*の推進

① 権利擁護の理解促進

2 見守り合う関係づくり

① 住民主体の見守り合い活動の
基盤整備・支援
② 見守りネットワークの構築

3 災害時にも助け合える
体制づくり

① 平常時からの災害対応力強化
② 災害時の支援体制の充実

活動目標 1 地域で支え合う人づくり・場づくり

地域は人々が生活を営む場であり、様々な状況にある人々が出会い、お互いを理解し、困った時には「お互いさま」の気持ちから支え合いが生まれる場でもあります。

地域で暮らす住民一人ひとりをはじめとした、地域に関わる全ての人々が支え合う関係を育めるよう、出会い、つながり、支え合うことを目的にした取組を進めます。

活動方針 1 お互いを理解し尊重し合う地域づくり

活動事業① 出会いと学びの場づくり

＼目指すもの／

誰もが生きづらさを感じることなく地域で暮らすことができる

地域には、性別や国籍、年齢、心身の状態や経済状況等の異なる多様な人たちが生活しています。一人ひとりが持つ様々な思いや考え、境遇を理解し、多様性を尊重していくことが重要です。

地域で暮らす全ての人々が、生きづらさを感じることなく生活することができるよう、出会いと学びの場づくりを進めます。

活動事業① 出会いと学びの場づくり

取組内容	主な取組主体		
	住民	専門職	呉市社協
●地域で暮らす様々な人が出会い、お互いを理解するきっかけとなる場づくりを進めます	○	○	○
●福祉教育や出前講座*、講演会等を通じ、様々な状況に置かれている人の現状やその人が望む関わり方について学ぶ機会をつくれます	○	○	○

うちら こんなんやっどるよ!



福祉を身近に感じる学びの場 ～福祉教育の推進～

地域には様々な人が生活しています。出会いや関わりを通して、自分と違う立場の人と協力し、共に生きていく力、人の気持ちに寄り添う力を身に付けるきっかけの場として、当事者団体や呉市社会福祉施設連絡協議会、学校、企業等と連携し、『福祉教育』を推進しています。

福祉教育は、子どものためのものと思われがちです。しかし福祉教育は、**ふだんの 暮らしの しあわせをつくるための学び**であり、子どもから大人まで全世代で取り組めるものです。児童や生徒、企業の職員が、当事者との交流、車いすや手話、点字等の体験を通して、物理的なものだけでなく、心



のバリアフリーの大切さ、新たなコミュニケーション手段を学ぶことで、ソーシャル・インクルージョン*を肌で感じ、地域に関心を持つ最初の一步となっています。

また、この学びをきっかけに、福祉分野に興味を持って就職を希望する児童・生徒もおり、福祉の魅力を伝える場にもなっています。

活動方針2 安心できる居場所や交流の場づくりと充実

活動事業① 誰でも交流・参加できる場づくり

活動事業② 当事者の居場所・交流の場づくり

活動事業③ 今ある場への支援強化

＼目指すもの／

安心して過ごせる居場所や、誰でも参加できる交流の場が身近な地域や目的ごとに存在する

地域で交流を深め、顔の見える関係づくりを行うことで、孤立することなく、支え合える地域を目指します。また、当事者同士が話せる場や安心して過ごせる居場所づくりを通して、地域や社会と緩やかにつながる後押しをします。

活動事業① 誰でも交流・参加できる場づくり

取組内容	主な取組主体		
	住民	専門職	呉市社協
●誰もが参加しやすい交流の場を企画・検討し，住民同士の交流を促進します	○	○	○
●空き家や空き店舗，施設の空き部屋の利活用を検討し，住民が気軽に集まることができ場の確保を支援します	○	○	○

うちら こんなんやっとするよ！



空き家を改修して地域のつながる拠点（自治会館）に ～13丁目さくらの会（宮原13丁目自治会）～



宮原13丁目自治会はかつて自治会館がなく，隣の自治会に使用料を支払い，集会所を借りて会議やサロンを実施していました。

「みんながもっと気軽に集まって顔を合わせられる場所があればいいのに…」

そんな思いが通じたのか「地域のために使ってほしい」と，空き家を無償で提供してくださる人が現れました。呉市自治会集会所新築等補助金を活用し，リフォーム。全世帯を対象に，自治会館の活用方法についてアンケート調査を実施しました。希望の多かった「ふれあいいきいきサロン」「子ども達が気軽に集まれる場」「親子で参加できる集まり」等，少しずつ活動の幅を広げ，今では自治会館は，地域みんなのつながりを紡ぐ大切な場所となっています。



活動事業② 当事者の居場所・交流の場づくり

取組内容	主な取組主体		
	住民	専門職	呉市社協
●家庭や学校，職場以外でも安心して過ごせる地域の居場所づくりを進めます	○	○	○
●同じ境遇にいる人たちが集い，交流できる場づくりを進め，悩みを分かち合いながら前を向き，一人で抱え込まない環境をつくりま	○	○	○

うちら こんなんやっどるよ!



家から一歩踏み出せる場づくり ～体力応援プロジェクト～

このプロジェクトは，様々な理由で社会とのつながりが途切れてしまった人や，社会参加に自信がもてなくなった人等が，家から一歩踏み出すきっかけとなるよう，本人や家族，ボランティア，専門職，呉市社協が共に描く居場所づくりの取組です。

体力に自信がない人や会話が苦手な人でも，気兼ねすることなく，安心して参加してもらえよう，自由な空間をつくっています。



軽度な運動を通じて，楽しく体力づくりを行うことと，集団競技の際には，コミュニケーションを大切にすることで，少しずつ参加者同士の交流も育まれています。

活動事業③ 今ある場への支援強化

取組内容	主な取組主体		
	住民	専門職	呉市社協
●様々な団体と協力し合い、活動の継続及び活性化を図ります	○	○	○
●参加者・世話役のニーズを把握し、実情に即した活動支援を行います	○	○	○
●新型コロナウイルス感染症流行の影響により休止・解散した、ふれあい・いきいきサロンをはじめとした交流の場の再開や新たな場づくりを支援します	○		○

活動方針3 お互いさまの支え合い活動の推進

活動事業① ご近所同士の支え合いの活性化

＼目指すもの／

一人ひとりが、自分にできる範囲で支え合い活動に取り組む

地域で暮らす人の中には、認知症や障害のある人、介護をしている家族、子育てに悩む親、地域生活に戸惑う外国籍の人等、誰かの手助けを必要としている人がいます。こうした人々に対する「お互いさま」の気持ちを原動力とした、住民同士での支え合い活動が市内各地で実施されています。

地域の実情に合う形で実施している支え合い活動を充実させるとともに、新たな活動の立ち上げを支援します。

活動事業① ご近所同士の支え合いの活性化

取組内容	主な取組主体		
	住民	専門職	呉市社協
●ご近所や単位自治会、地区社会福祉協議会等の身近な範囲で助け合う意識や関係性を育み、支え合い活動の充実・立ち上げを推進します	○	○	○

うちら こんなんやっどるよ!



あなたが支える地域は あなたを支えてくれる地域 ～海四ささえあいNET（海岸第4自治会）～



ご近所同士で困りごとを助け合う『海四ささえあいNET』の活動が始まったのは「ゴミ捨てや庭木の剪定といった、ちょっとした困りごとを抱えている高齢者が増えている」という住民同士の会話がきっかけでした。

他にも困っている人がいるのではないかと調査してみると、同じように困りごとを抱えているものの、周囲も高齢化していることから、昔のように『ちょっと手伝って』と言いつらいと感じている人が多いことが分かりました。その一方で、ちょっとした手助けならできると答えた人も多く「困った時にはお互いさま」の関係が残っていることも分かりました。

海四ささえあいNETでは手伝いをお願いしやすいようにあえて有料（500円）とし、依頼者と顔馴染みの助っ人隊が活動するように工夫しています。

「助っ人隊のおかげで、歳を重ねてもこのまちで暮らし続けられる」。この言葉が活動の励みになっています。



活動方針4 地域に関わる人づくり

活動事業① 地域に関わるきっかけづくり

活動事業② 活動者への支援強化

＼目指すもの／

多様な世代・人々が自分の暮らす地域に様々な形で関わることができる

自分がこれからも暮らし続ける地域を住みよいものにしたいという思いは、多くの人が持つものです。こうした思いを実現できるよう、様々な形で地域に関わるためのきっかけをつくり、自分たちの手で地域を元気にしていこうという思いを持つ人づくりを進めます。

活動事業① 地域に関わるきっかけづくり

取組内容	主な取組主体		
	住民	専門職	呉市社協
●地域で活動を始めたい、参加したいと思ったときに活用できるよう、分かりやすい情報提供を行います	○	○	○
●多様な世代・人々が地域に関わるきっかけとなるよう、お祭り等の地域で大切に受け継がれてきた行事を振興します	○	○	○
●ボランティア養成講座等の開催を通して、地域活動の担い手養成に努めます		○	○

活動事業② 活動者への支援強化

取組内容	主な取組主体		
	住民	専門職	呉市社協
●活動者同士の交流や情報交換のための場づくりを進め、今ある活動の強化・発展を図ります	○	○	○
●出前講座や研修会の開催を通じて、地域福祉活動をけん引できるリーダーの育成を推進します	○		○

活動目標 2 協働して困りごとを解決するネットワークづくり

地域では個人をはじめ、自治会等の住民組織やボランティア団体、社会福祉法人、NPO、学校、企業等の多様な主体が活躍しています。また、これらの主体は、福祉制度の枠組みにとらわれない幅広い活動を展開しており、地域の生活基盤を支えています。

住民と専門職をはじめとした多様な主体が連携・協働するネットワークづくりを進め、地域の困りごとを解決する仕組みを構築します。

活動方針 1 身近な相談支援体制の構築・強化

活動事業① 専門職のアウトリーチ・ニーズキャッチ強化

活動事業② 住民の気付き・相談を受け止める体制整備

＼目指すもの／

誰もが身近な場所で気軽に相談できる環境をつくる

支援を必要とする人を早期に支援機関につなげることで地域生活課題の深刻化を未然に防ぐことができ、本人の意思を尊重した支援が可能になります。

相談窓口の周知や、住民と専門職の顔の見える関係づくり、地域へのアウトリーチ*等を通じ、誰もが身近な場所で相談できる環境整備に努めます。

活動事業① 専門職のアウトリーチ・ニーズキャッチ強化

取組内容	主な取組主体		
	住民	専門職	呉市社協
●地域行事や身近な居場所での交流、見守り活動等を通して、情報が必要な人に福祉制度やサービスに関する情報を伝えます	○		○
●専門職が地域行事等に積極的に参加することで、住民が気になる世帯や気になることについて気軽に相談しやすい関係を築きます		○	○
●各種相談業務や出前講座、講演会、相談会等を通じて、総合的な相談支援体制を構築します		○	○

●担当分野以外のニーズにもアンテナを張り，相談を一度受け止めたうえで，適切な機関と連携して解決にあたります		○	○
●支援が必要でも支援につながっていない世帯へのアウトリーチをさらに強化します		○	○

うちら こんなんやっどるよ!



今日を支えて明日へつなげる
～呉市緊急一時支援事業～

困りごとを抱えた人の相談の中には、今ある制度だけでは対応できないこともあります。そんな中、大切な命を明日へつなぐための取組として『呉市緊急一時支援事業（呉市社協自主事業）』を実施しています。



様々な理由で一時的に生活に困窮し「食べるものがなくなった」「明日、電気が止まる」等の状況に陥ったとき、フードバンクで企業や団体からいただいた食料品等を渡したり、公共料金の立替えを行ったりして、生活が安定するまでのサポートを行っています。



一人ひとりの状況に合わせて就労や病院受診等に関する支援を併せて行い、生活を立て直すための後押しをしています。その人が抱える不安や困りごとを軽減し、新たな一歩を踏み出せるよう、しっかりと話を聞いて受け止め、これからのことを一緒に考えるという姿勢を大切にしています。

活動事業② 住民の気付き・相談を受け止める体制整備

取組内容	主な取組主体		
	住民	専門職	呉市社協
●商店や企業，事業者等は，利用者のいつもと違う様子に気付いた際には，関係機関や呉市行政に相談します	○	○	○
●相談を受けたら，まずはその思いを受け止め，必要に応じて民生委員・児童委員や自治会長をはじめとした地域の世話役につなげます	○		○
●必要に応じ，地域の気になる世帯について話し合う場を住民・関係機関と共につくり，気軽に相談できる関係づくりに努めます		○	○

活動方針2 多様な主体の連携・協働の場づくり

活動事業① 多様な主体による話し合いの場と活動づくり

＼目指すもの／

多様な主体が連携・協働し，困りごとの解決に取り組むための場をつくる

住民だけで解決できない地域生活課題に対応するため，住民による気付きを起点として，住民組織やボランティア，社会福祉法人，企業，NPO等の多様な主体が地域生活課題を共有し，それぞれの強みをいかながら連携・協働し，解決に取り組むための場づくりを進めます。

活動事業① 多様な主体による話し合いの場と活動づくり

取組内容	主な取組主体		
	住民	専門職	呉市社協
●地域づくりフォーラムを地域における多様な主体が出会い，知り合う場として活用し，地域の困りごとやお互いのできることを共有し，困りごとの解決に向けた話し合いを行うきっかけをつくります	○	○	○
●各専門職が把握している地域生活課題を共有し，多様な主体と協働して必要な社会資源*の開発に取り組めます	○	○	○

●呉市行政等と連携し，社会資源を見える化し，情報を一元化することで，企業・事業者が新たな地域貢献活動を考えるきっかけづくりを行います	○	○	○
●呉市社会福祉施設連絡協議会と連携し，社会福祉法人の地域貢献活動を支援します		○	○

うちら こんなんやっどるよ!



住民の力と社会福祉法人の技 ～買い物シャトルバスきずな号（第6地区きずな会）～



きっかけは，ふれあい・いきいきサロン「きずな会」の世話役会議で出た「何度も何度も休憩しながら買い物に行く高齢者の姿を度々見掛けるようになった」「帰路に時間がかかるため，夏場になると生鮮や冷凍食品の購入をためらっているようだ」の声。歳を重ねても，長く急な

坂道が続くこのまちで元気に暮らしたい。

また将来，私も同じような不安を抱えるかもしれない…そんな思いから，“今”できることを話し合いました。

全世帯アンケートの結果から，買い物に対して不安を感じる人，スーパーに行くことを楽しみにしている人が多いことが分かりました。1年間，話し合いを重ね，これまでと同じように，たくさんの食材の中から季節を感じ，自分の目で見て触れて選ぶことができる『買い物シャトルバスきずな号』をスタート。利用登録や予約管理，当日の添乗等はきずな会の世話役が担う一方で，住民だけでは対応が難しい車両の確保と運転は社会福祉法人と一緒に検討することで，連携体制を整えることができました。

きずな会の活動を通して，住民同士はもちろんのこと，社会福祉法人の利用者と道端で出会ったときには挨拶を交わすようになり，地域と社会福祉法人の新たなつながりや交流も生まれています。



活動目標3 安心して住み続けることのできるまちづくり

多くの方が「安心していつまでも住み慣れた地域で生活したい」という思いを持っています。

しかし、年齢を重ねるにつれて、将来に対する不安も大きくなり「何をどのように備えればいいのかわからない」という人が多く、将来のことを先延ばしにしがちです。どのような状態にあっても、一人ひとりの権利や生活が守られ、安全安心に暮らせるまちづくりを推進します。

活動方針1 権利擁護の推進

活動事業① 権利擁護の理解促進

＼目指すもの／

支援が必要な人に必要な支援が届く体制づくり

障害や認知症といった様々な理由により判断能力が不十分で、必要な支援を受けることや安心して日常生活を送ることに困難を抱えた世帯が地域で暮らしています。

ご近所さんによる声掛けや見守り、ちょっとした手助けとともに、成年後見制度*や福祉サービス利用援助事業*の利用促進を図ることで、住民の権利擁護を推進します。自分の人権同様、他者の人権も尊重するには、私たち一人ひとりが「人を思いやる気持ち」を育てていくことが大切です。

活動事業① 権利擁護の理解促進

取組内容	主な取組主体		
	住民	専門職	呉市社協
●人権に関わる問題を正しく理解するために、講演会や研修会等に参加し、自己啓発に努めます	○	○	○
●事業・制度を理解し、日頃から地域の一員としてコミュニケーションを図ります	○	○	○
●ノーマライゼーション*理念の実現のために、地域の生活課題の発見と解決に努めます	○	○	○
●権利擁護にかかる担い手を養成し、地域で活躍できる人材の確保に努めます		○	○
●支援を必要な人が適切なサービスを受けながら、地域で安心して生活できるよう連携を図ります		○	○
●適切な成年後見人等が得られない人を対象に、法人として後見等業務を受任します			○

うちら こんなんやっとなるよ!



本人と地域の「かけはし」となる人づくり ～生活支援員養成講座～



呉市権利擁護センターでは、判断能力が低下した人の権利を守るため、弁護士会や司法書士会、税理士会等の職能団体や社会福祉法人、呉市行政等と連携を図り、様々な事業や取組を行っています。

その一つに福祉サービス利用援助事業「かけはし」があります。認知症、障害により一人で物事を決めるのに不安がある人に対し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理、大事な書類の預かり支援を通して、安心した地域生活を支える事業で、「生活支援員」と呼ばれるボランティアに支えられて運営されています。呉市権利擁護センターでは、生活支援員養成講座を開催し、生活支援員として活動する上で大切にしたい心構えや、事業に関連する制度・サービスに関する基礎知識について学んでいただき「自分らしく生きる権利」を守る人づくりを進めています。

同じ地域で暮らす住民が生活支援員を担うことで、本人と地域とのつながりを維持・回復することにつながっています。生活支援員からは「本人との関わりを重ねる中で『いつもありがとう、これからもよろしくね』と言われ、信頼関係を感じたときに、生活支援員をやっていて良かったと思った」という声が聞かれています。



活動方針2 見守り合う関係づくり

活動事業① 住民主体の見守り合い活動の基盤整備・支援

活動事業② 見守りネットワークの構築

＼目指すもの／

お互いを緩やかに気にかけてくれる関係づくりができる

社会的孤立による孤独死や、育児・介護疲れによる虐待、過労や生活困窮等、様々な要因による自殺が深刻な問題となっています。地域の中でお互いが緩やかにつながることによって、孤立を防ぐことができます。また、日常のちょっとした変化に気付くことができれば、早期発見・早期対応も可能となります。ご近所同士で緩やかに気にかけて、見守り合う関係づくりを推進します。

活動事業① 住民主体の見守り合い活動の基盤整備・支援

取組内容	主な取組主体		
	住民	専門職	呉市社協
●地区社会福祉協議会と連携し、単位自治会で実施している見守り合い活動を広く紹介します	○	○	○
●見守り合い会議に参加し、住民と共に困りごとへの対応について協議します	○	○	○
●地区社会福祉協議会と連携し、見守り合い活動の実施を検討している単位自治会に対し、立ち上げを支援します	○		○



▲住民主体の話し合いの場
～地域の困りごとへの対応を協議～

うちら こんなんやっどるよ!



このまちのみんなで生きていくための知恵と支え合い
～白糸みまもり事業（広町石内自治会）～



広町石内自治会は自然豊かである一方、全域が災害危険区域に指定されている地域でもあります。いざという時にも声を掛け合い、助け合えるよう、日頃からの顔なじみの関係づくりを進めようと始まったのが見守り合い活動『白糸みまもり事業』です。

活動を始めるまでの話し合いの中で、民生委員・児童委員が多くの住民を見守っていることを知った自治会長は「見守りは地域全体で取り組まなければいけない」と、より一層強く感じたそうです。

活動が始まった頃は見守り隊が訪問しても、お互いにぎこちない様子でしたが、5年目になる今では「最近〇〇さん（見守り隊）見とらんけど、どうしたん？」と見守り隊が見守り希望者から気に掛けられる場面も。また、専門職とも小まめに情報交換し、気軽に相談できる関係づくりを進めています。

この活動を通じて、お互いに見守り合う関係が築かれており「災害時や将来支援が必要になった時でも、このまちなら助け合えるから大丈夫」という安心感が地域に広がっています。



活動事業② 見守りネットワークの構築

取組内容	主な取組主体		
	住民	専門職	呉市社協
●見守りのチェックポイントや相談窓口の周知を行い、地域で気になる世帯に気付いた際に、適切に対応できる人を増やします	○	○	○
●呉市行政が実施している呉市見守りネットワーク事業と住民主体の見守り活動の連携について検討します	○	○	○

活動方針3 災害時にも助け合える体制づくり

活動事業① 平常時からの災害対応力強化

活動事業② 災害時の支援体制の充実

\ 目指すもの /

平常時の備えやネットワークが災害時にもいかされ、一日でも早い復旧・復興につながる

平成30年7月豪雨災害（西日本豪雨災害）の教訓も生かす「みんなが助かる地域づくり」を住民・関係団体と連携して進めます。また、災害時に一刻も早い復旧・復興を実現するため、平常時からの備えを強化します。

活動事業① 平常時からの災害対応力強化

取組内容	主な取組主体		
	住民	専門職	呉市社協
●住民と専門職が連携し、避難に支援が必要な人の情報を共有するとともに、災害発生時の対応について事前に話し合います	○	○	○
●災害発生時に迅速な対応ができるよう、関係団体や呉市行政と平常時から情報共有・協議を行い、協働体制の強化を図ります	○	○	○
●呉市防災会議へ参画し、呉市の防災体制の充実・強化を図ります	○	○	○
●災害発生時に地元主体で対応できるよう、日頃から連携できる関係づくりをめざした研修を企画・実施します	○		○

活動事業② 災害時の支援体制の充実

取組内容	主な取組主体		
	住民	専門職	呉市社協
●災害発生時には「くれ災害ボランティアセンター」を立ち上げ、住民組織やNPO・ボランティア団体、青年会議所、ライオンズクラブ、呉市行政等と連携し、復旧・復興支援活動を行います	○	○	○
●災害発生時には「呉市地域支え合いセンター*」の立ち上げを検討し、住民・関係機関と連携して被災者・被災地域に寄り添った支援を行い、生活再建や地域の復興を後押しします	○	○	○

うちら こんなんやっどるよ!



平常時のつながりこそ災害時に生きる ～ライオンズクラブ・呉青年会議所との災害支援に関する協定締結～

過去五度の災害救助法の適用を受けた呉市では、全国的に珍しいNPO・ボランティア団体、青年会議所、ライオンズクラブ、社会福祉協議会、行政の協働型「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、運営しています。

災害発生時には、正確な被災状況をいち早く把握すること。そして、一刻も早く被災者に支援の手を届けること（災害ボランティア活動）が求められています。「くれ災害ボランティアセンター」では、各団体の技術・知恵・ネットワーク等を駆使した活動を展開することで、復旧・復興の一翼を担ってきました。

これまでの被災からの教訓を生かし、今後起こり得る災害への備えとして、ライオンズクラブ（市内6団体）、呉青年会議所と災害支援に関する協定を締結しました。災害時、迅速に対応できるよう、平常時からつながりの強化に努めています。



第4章 呉市地域福祉活動計画の推進と評価

本計画を推進するためには、住民をはじめ、NPO・ボランティア団体や関係機関、呉市行政等の様々な人たちの参加と協力が不可欠です。

まずは、各活動主体が本計画について理解を深め共通認識を持つこと、そして、ビジョンや活動目標に即した取組を実施・展開することが必要です。

そのために、具体的手順や進捗状況の確認及び検討する場を設け、効果的に本計画を推進します。

1 呉市地域福祉活動計画の周知

呉市社協の広報誌やホームページ、各種講演会や会議等を通じて、広く住民や関係機関等に対して広報を行うとともに、各活動主体へ本計画の概要版を配布して本計画推進への理解と協力を求めていきます。

2 進行管理と評価

本計画の進行管理と評価は、推進委員会及び検討委員会で実施します。本計画第3章の活動方針ごとに設定している「目指すもの」を基に、具体的な評価指標を推進委員会において設定し、年度ごとの取組の進捗と目標達成に向けた状況を両委員会にて評価します。併せて、住民をはじめとした活動主体に対するヒアリング*調査等を行い、地域福祉活動の実態を継続して把握するとともに、把握した状況を次期計画策定へ反映させていきます。

【推進イメージ】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	今期計画の実施期間				次期計画
		中間評価	見直し	最終評価	
評価指標の設定	○		○		
推進委員会による評価・検討	○	○	○	○	○
検討委員会による実施事業の評価	○	○	○	○	○
住民・関係機関・団体へのヒアリング調査		○		○	

【PDCAサイクル図】



▲地域づくりフォーラム・推進委員会
～呉のまちの魅力や各団体・地域でできることを協議～

I 用語解説

	用語	解説
あ行	アウトリーチ (Outreach)	生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない人や家族に対する訪問や、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくり等により、支援につながるよう積極的に働きかける取組のことです
	NPO・NPO法人 (Non-Profit Organization)	NPOとは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を特定非営利活動法人（NPO法人）といいます。なお、本計画では、法人格の有無に関わらず、NPOと表記しています
か行	協働	複数の主体が、それぞれ自らの役割と責任を自覚し、対等な立場でお互いの特性や能力をいかしながら、連携・協力することをいいます
	ケアラー (Carer)	心身に不調のある人の介護、看病、療育、世話、気遣い等、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人を無償でケアする人のことをいいます
	傾聴ボランティア	相手の話を否定せずに聴くという聴き方(傾聴)を学んだ人が、高齢者や悩みを抱えた人、障害のある人、子育て中の人等の話を聴く活動及び活動者のことです。話を傾聴されることで、自己肯定感の高まりや、心が軽くなるといった効果があります
	権利擁護	地域生活に困難を抱えた高齢者や障害者等が、その人らしく、住み慣れた地域でいきいきと暮らすための権利（自己決定権や生存権、地域で生活し続ける権利等）を守り、援助者が代理としてその権利獲得を行うことです

か行	権利擁護センター	認知症高齢者や知的障害者，精神障害者等の財産管理や，福祉サービスの利用に関する相談，虐待等不適切な事例に関する相談に応じ，判断能力に不安がある人の権利を守ることを目的として運営しています。呉市では，成年後見制度や福祉サービス利用援助事業「かけはし」の利用を支援すると共に，法人後見事業や啓発のための各種事業を実施しています
さ行	災害ボランティアセンター	災害により生活の場としての機能を失った住宅の片付けや，避難している人の生活支援，その後の生活再建等，被災者に寄り添うボランティアの活動を被災者や被災地につなげるための窓口となる拠点です
	社会資源	個人や集団が生活ニーズを充足するための施設，設備，資金，法律，人材，技能等の総称です
	社会的孤立	本人が寂しさや孤独を自覚しているかどうかに関わらず，家族や地域との接触がほとんどなく，客観的に孤立状態にあることをいいます
	社会福祉法人	社会福祉法において，社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人です。社会福祉事業とは，利用者それぞれが自分の力で日常生活を送れるようにサポートするための事業で，高齢者，障害者，児童，生活困窮者等，様々な生活課題や福祉ニーズを持つ人の生活を支えています
	重層的な支援体制	国が推進している新たな支援体制です。従来からある高齢・障害・児童・生活困窮・保健・医療などの分野別の相談体制やサービスだけでは対応することが困難な制度の狭間（ひきこもりやフリーター，各制度のサービス基準に該当しない人等）にいる世帯への支援を充実させるため，住民・専門職・行政等が制度の枠を超え，横断的かつ継続的に協力し合える体制づくりを全国的に進めています

さ行	生活困窮	就労の状況，心身の状態，社会との関係性その他の事情により，現に経済的に困窮し，最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある状態をいいます
	成年後見制度	認知症や知的障害，精神障害等によって判断能力が十分ではない人の権利を守るための制度です。家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人の代わりに財産管理（本人の財産の維持や管理）と身上監護（衣食住等の生活に関する手配や療養・介護等の手配）を行います
	ソーシャル・インクルージョン (Social Inclusion)	社会的包摂と訳され，全ての人々を孤独や孤立，排除や摩擦から援護し，健康で文化的な生活の実現につなげるよう，社会の構成員として包み支え合うという理念です
た行	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて，住民や地域の多様な主体が参画し，人と人，人と資源が世代や分野を超えてつながることで，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに創っていく社会を指します
	地域支え合いセンター	災害ボランティアセンターと併せ，被災者支援を目的に設置が検討されるものです。仮設住宅や在宅で生活する被災者に対し，孤立防止のための見守りや相談支援，地域との交流促進等を通じ，被災者の生活再建や地域の復興を後押しする役割を果たします
	地域生活課題	住民とその世帯が抱える福祉，介護，介護予防，保健医療，住まい，就労，教育に関する課題や，地域社会からの孤立に関する課題，あらゆる分野に参加する機会の確保するための課題を指します
	地域包括ケアシステム	医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みのことをいいます

た行	地区社会福祉協議会	住民の生活向上，福祉増進を図り，地域の連帯と発展に寄与するため，活力と思いやりのある福祉のまちづくりを推進することを目的とした地域の自主的団体です
	デジタル・ディバイド (Digital Divide)	情報格差と訳され，インターネット等の情報通信技術（ICT）を利用できる人と利用できない人との間にもたらされる格差のことをいいます
	出前講座	支え合い・助け合いのまちづくりの推進を目的に，呉市社協職員が学校や自治会，各種団体等の集まりの場に出向き，福祉や呉市社協事業に関する疑問や知りたいことに答える講座です。詳しくは呉市社協ホームページをご覧ください (https://www.kureshakyo.jp/service/post-4.html)
な行	ニーズ (Needs)	利用者や家族の希望，生活の全体像を把握するために，様々な情報を収集・分析することによって抽出される生活全般の解決すべき課題のことをいいます
	認知症	脳の病気や障害等の様々な原因により，認知機能が低下し，日常生活全般に支障が出てくる状態を指します
	ノーマライゼーション (Normalization)	障害の有無や年齢，社会的マイノリティなどに関係なく生活や権利が保障された環境をつくっていくという考え方を示す言葉です
は行	8050問題	長年，引きこもる子どもを支える高齢の親などの論点から発生している高齢者の引きこもりに関する社会問題です
	ヒアリング (Hearing)	実態や動向を把握するために聞き取りを行い，情報を収集することです
	福祉サービス利用援助事業	認知症や知的障害，精神障害等で，判断能力が不十分な人が地域で安心して日常生活を送れるよう，福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理，書類預かり等の支援を行う事業です。広島県では「かけはし」という愛称で活動しています

は行	福祉避難所	要配慮者（主として高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人）のための避難所のことです。要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された施設です。市区町村が指定する「指定福祉避難所」は受入対象者が特定されており、特定された要配慮者及びその家族のみが避難することができます
	ふれあい・いきいきサロン	身近な場所に気軽に集い、交流を通して、生きがいや仲間づくりを行う場です。人と人、人と地域をつなぐ拠点として、住民が互いに支え合える関係づくりを目指しています
	フレイル (Frail)	加齢に伴って運動量の低下や栄養状態の悪化、人との交流の機会が減ること等を原因とした心身の衰えた状態です。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指しますが、適切な治療や予防を行うことで要介護状態に進まずに済む可能性があります
	ボランティア (Volunteer)	個人の自発的な意思により、福祉活動等の社会に貢献する活動に参加する人、もしくは行為そのもののことをいいます。サービスとして提供される場合は無償と有償の場合があります
ま行	マイノリティ (Minority)	主に高齢者・障害者・外国人等の社会的少数者及びLGBTQ等の性的少数者を指す意味で用いられる表現です。社会的少数者はマイノリティグループ、性的少数者はセクシャルマイノリティともいいます
	民生委員・児童委員	民生委員法及び児童福祉法を根拠に、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員です。常に住民の立場に立って相談に応じ、かつ、必要な援助を行う存在と規定され、職務の遂行にあたっては、相談や支援にあたる人の秘密を守ることとされています

② 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に地域福祉の推進を図ることを目的として位置付けられた民間組織で、すべての都道府県・市区町村に設置されています。また、中央組織として設置された全国社会福祉協議会（1か所）もあります。

住民，社会福祉の関係者等の参加・協力を得て組織され，活動することを大きな特徴とし，民間組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せもっています。

住民主体の理念，社会福祉協議会の「活動原則」「はたらき」に基づき，住民が抱えている様々な生活課題を地域全体の課題として捉え，みんなで考え，話し合い，活動を計画し，協力して解決を図ります。その活動を通して，地域福祉の推進を目指しています。

【社会福祉協議会の活動原則】

住民ニーズ基本の原則

広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め，そのニーズに立脚した活動をすすめます。

住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め，その自主的な取組を基礎とした活動をすすめます。

民間性の原則

民間組織としての特性を生かし，住民ニーズ，地域の福祉課題に対応して，開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめます。

公私協働の原則

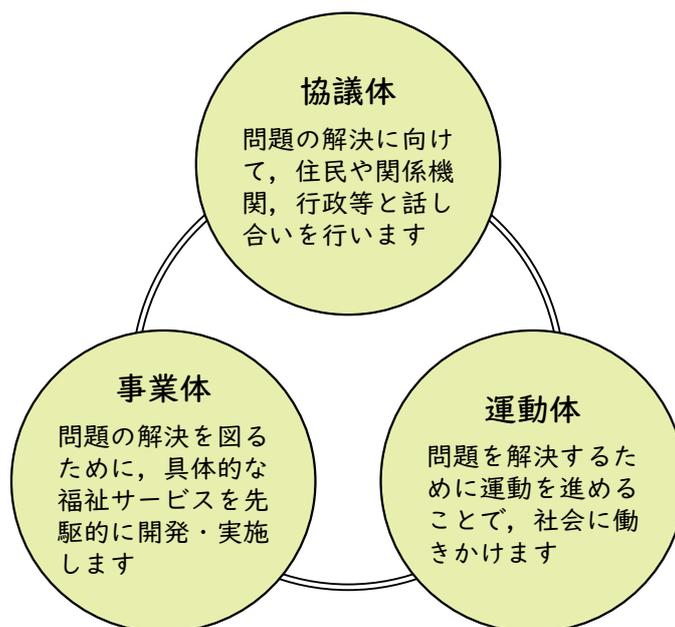
公私の社会福祉及び保健・医療，教育，就労等の関係機関・団体，住民等の協働等と役割分担により計画的かつ総合的に活動をすすめます。

専門性の原則

地域福祉の推進組織として，組織化，調査，計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめます。

出典：新・社会福祉協議会基本要項（全国社会福祉協議会・平成4年4月）

【社会福祉協議会のはたらき】



③ 地域福祉に関するアンケート調査の実施

本計画策定の基礎的資料とするため、住民の地域福祉に関する意識や意向を調査・把握するアンケート調査を実施しました。

●期間

令和4年7月1日～10月31日

●方法

呉市にお住まいの人や通勤・通学をしている人にご協力いただき、地域福祉に関する思いや考えをお尋ねするアンケート調査を実施しました。

協 力 先	
	呉市地区社会福祉協議会会長連絡会議 呉市民生委員児童委員協議会 呉市女性連合会・呉市赤十字奉仕団 呉市老人クラブ連合会 呉市社会福祉施設連絡協議会 広島県立呉三津田高校 広島国際大学 地域づくりフォーラム参加者 高校生施設体験学習参加者 子どもの学習支援事業ボランティア

	福祉の職場説明会参加者 呉市役所 呉市社会福祉協議会
抽出方法	全数調査又は標本調査
配布・回答方法	①会議を通じて配布・回答 ②郵送配布・回答
配布数・回答数(回答率)	配布数：2,147人／回答数：1,470人 (68.5%)

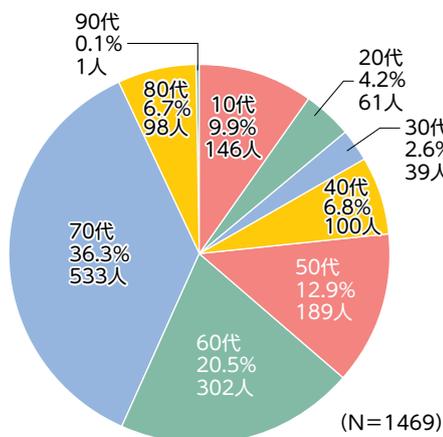
●集計結果の表記方法

本計画の第2章及び補足資料におけるグラフ・表の表記については、以下の方法により行います。

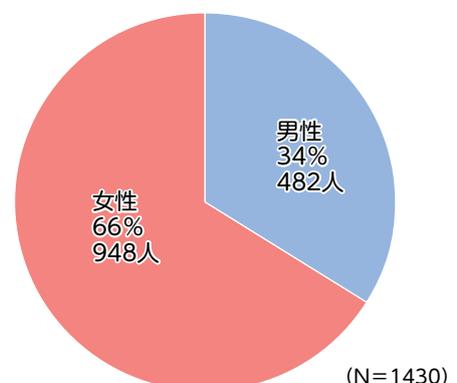
- ・各問の有効回答総数は、「N=〇〇」と表記しています。
- ・割合は、Nに対する各回答数の百分率(%)です。小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。
- ・複数回答が可能な設問についても、有効回答総数をNとして百分率(%)により表記しています。
- ・グラフ内に記載している選択肢(カテゴリー)は、文字数の制約のため、簡略化している場合があります。
- ・各問の「その他」、自由記述については、抜粋・加筆修正したものを掲載しています。

●集計結果

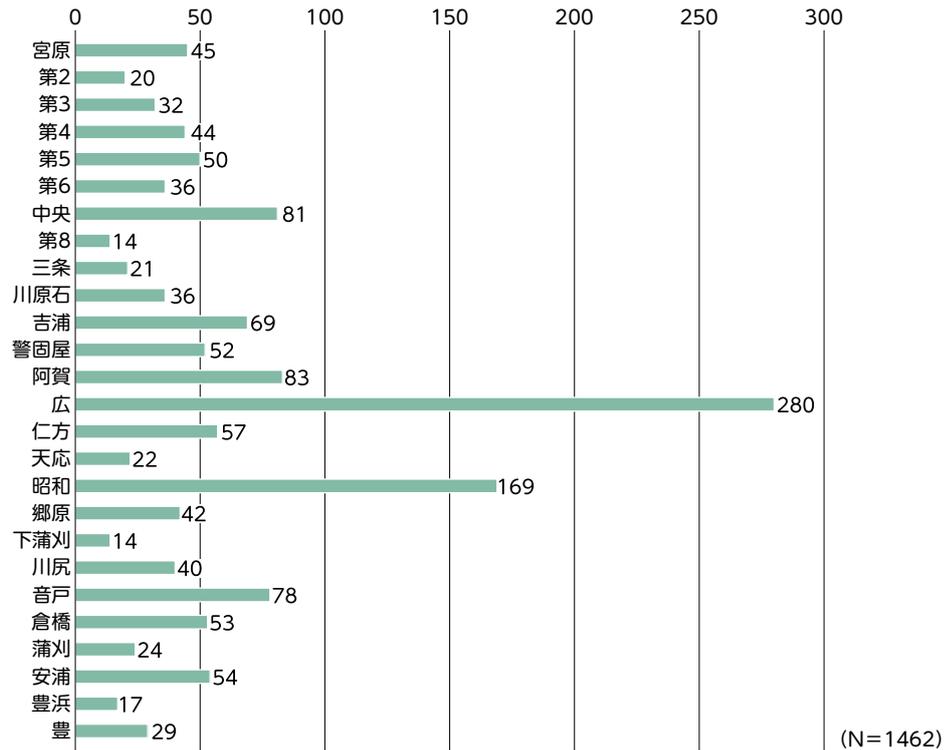
●回答いただくあなたの年齢を教えてください。



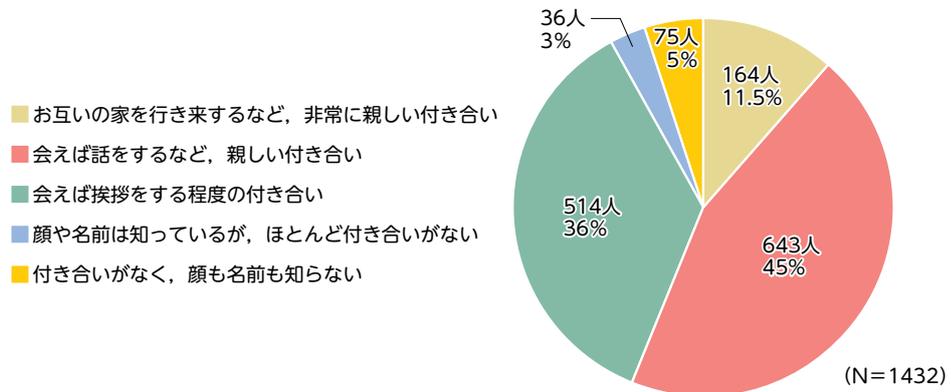
●回答いただくあなたの性別を教えてください。



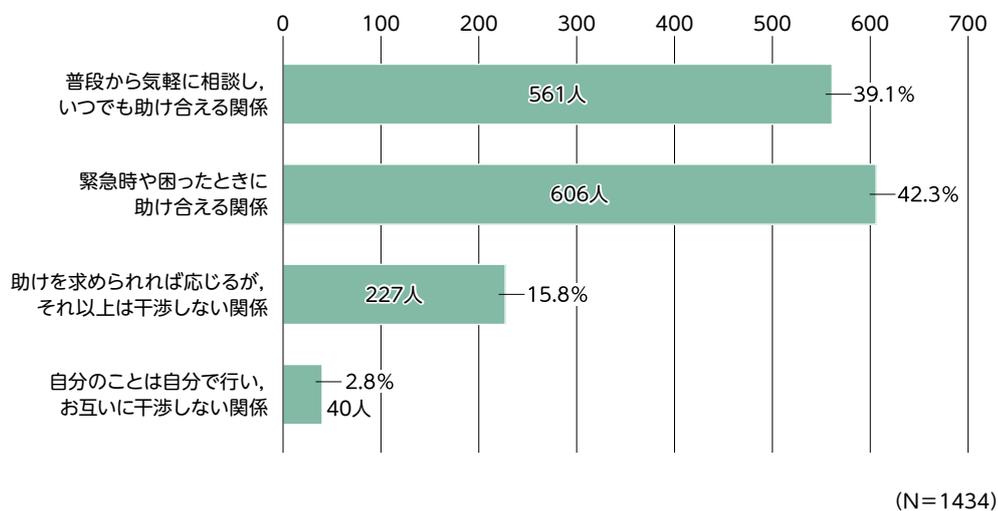
●お住まいの地区を教えてください。



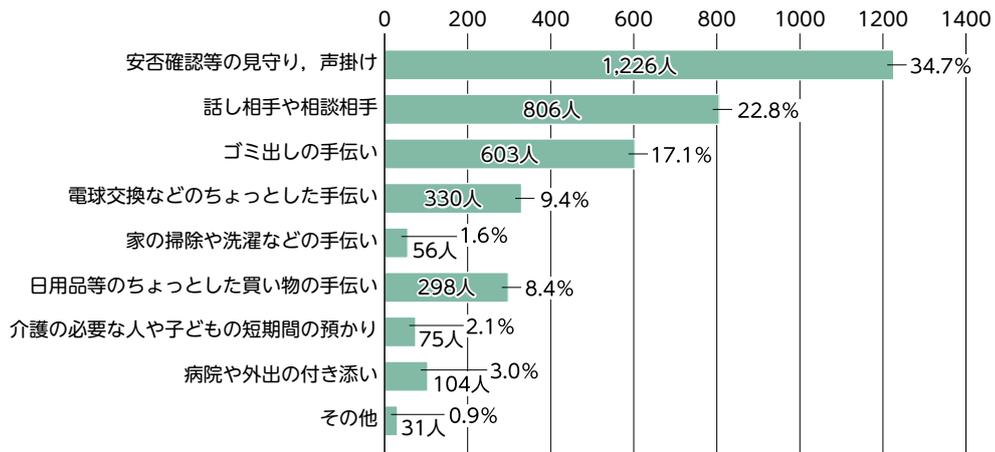
問1 あなたは普段、ご近所の人とどのような付き合いをしていますか。(最もあてはまるもの1つのみ)



問2 あなたは今後、ご近所の人とどのような関わり方を望んでいますか。(複数回答可)



問3 あなたのご近所で困っている人がいたとき、どのような手助けができますか。
(複数回答可)

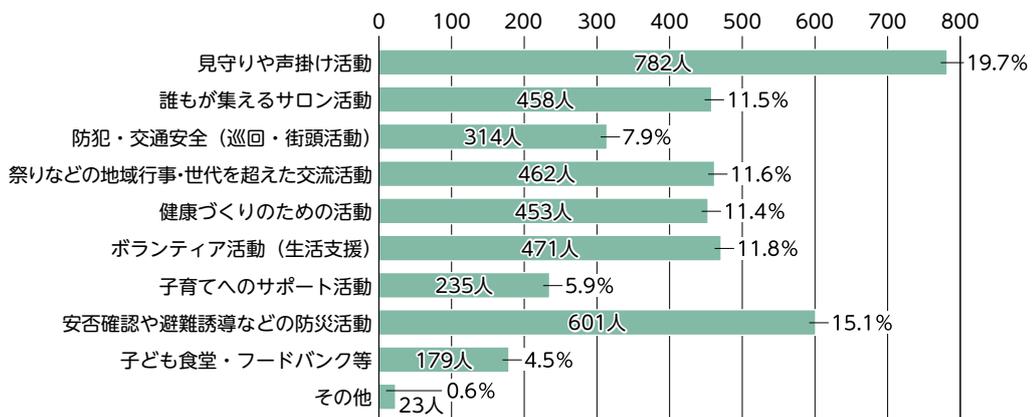


(N=3529)

【その他】

- ・ 公的機関との連絡・調整
- ・ 各種手続きの支援
- ・ ちょっとしたお手伝い（草取り，庭木の手入れ，電球交換ほか）
- ・ 緊急時対応（声掛け，安否確認ほか）
- ・ 行方不明者の捜索協力 等

問4 あなたの地域（概ね自治会区）で「あったらいいな」と思う活動は、どれですか。（複数回答可）

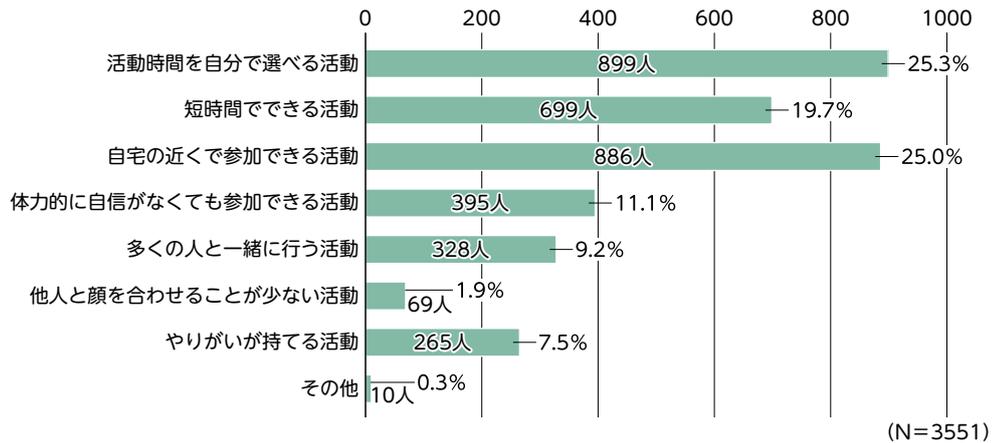


(N=3978)

【その他】

- ・ 自治会規模での交流行事・活動
- ・ 空き家活用（集いの場・福祉避難所*の開設）
- ・ 傾聴ボランティア*活動
- ・ 食品ロス対策（フードバンク・フードドライブ・フードパントリーほか）
- ・ ケアラー*のサポート
- ・ 若者たちの集いの場 等

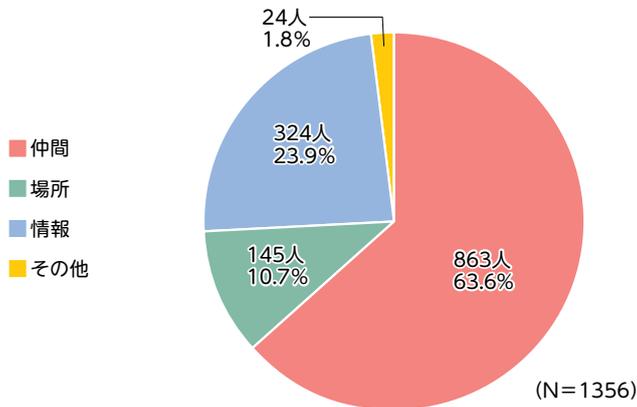
問5 あなたが活動しやすいものは、どれですか。(複数回答可)



【その他】

- ・ 経験をいかせる活動
- ・ 単純な作業（清掃や美化活動ほか）等

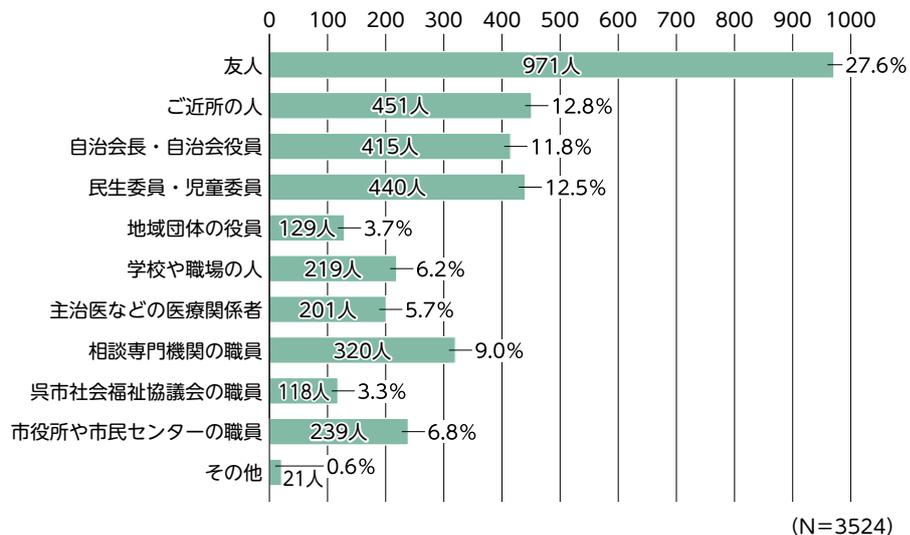
問6 あなたが地域（概ね自治会区）で活動するとき、何があれば活動を始めやすいですか。(最もあてはまるもの1つのみ)



【その他】

- ・ リーダー・指導者
- ・ インターネット環境
- ・ 物品
- ・ 活動資金 等

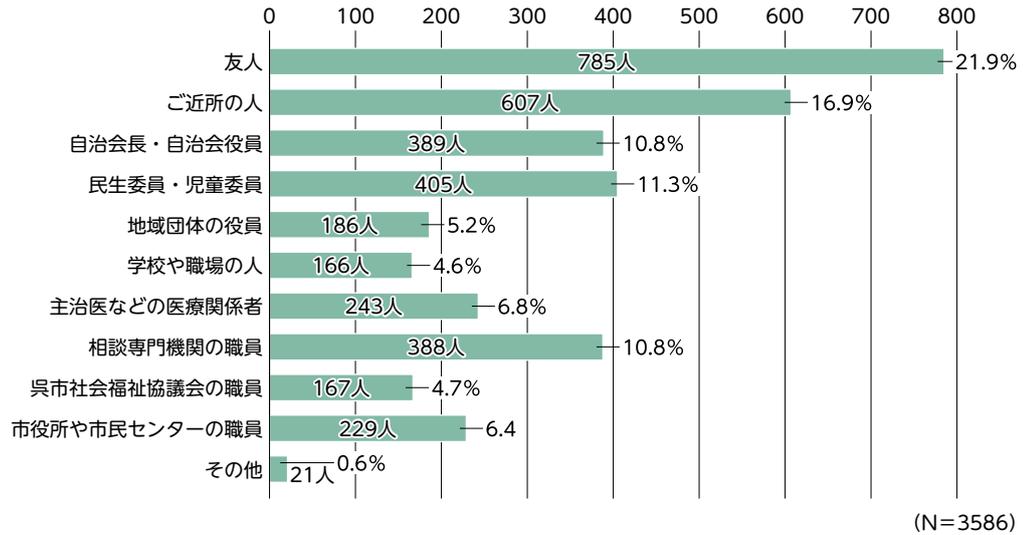
問7 あなたやあなたのご近所の人が悩んだり困っていたりするとき、家族・親族以外に相談できる人は誰ですか。(複数回答可)



【その他】

- ・ 各分野の専門家
- ・ 議員 等

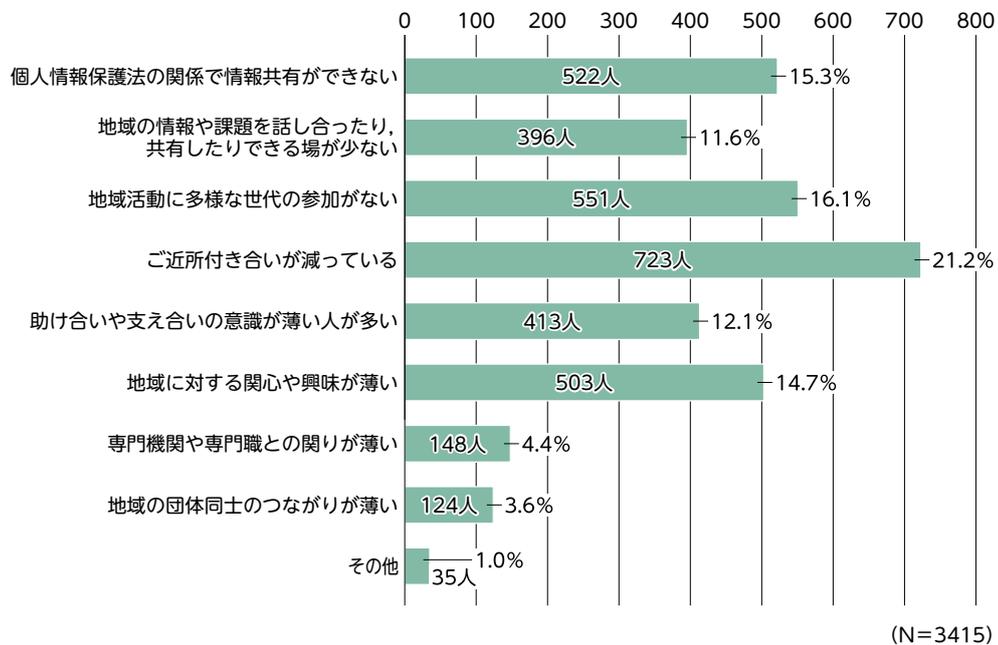
問8 今後、相談先として連携やつながりを深めたいと考えている相手は誰ですか。(複数回答可)



【その他】

- ・サロン世話人（ふれあい・いきいきサロンほか）
- ・各分野の専門家 等

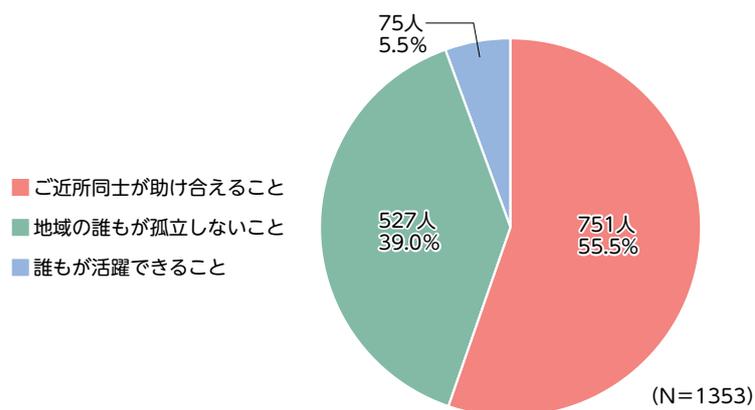
問9 あなたがご近所の人とお互いに協力し、活動していくうえで課題だと思うことはどれですか。(複数回答可)



【その他】

- ・新型コロナウイルス感染症対策
- ・担い手の高齢化
- ・自治会加入率の低下
- ・負担の集中（役職の重複ほか）
- ・活動資金 等

問10 あなたがこれからもお住まいの地区で安心して暮らしていくために大切だと思うことは、どれですか。(最もあてはまるもの1つのみ)



4 地域づくりフォーラムの開催

地区社会福祉協議会と協働で企画し、住民懇談会として開催しました。地域の現状を共有するとともに、これからどのような地域にしていきたいか夢を描く機会となりました。

●開催地区及び内容

地区の特性に合わせたテーマを設定し、第1部は基調講演や活動発表、第2部は意見交流を行いました。

開催日	地区	参加者数
令和4年 2月 4日	昭和	41名
6月 6日	警固屋	37名
8月 5日	郷原	24名
8月29日	川尻	17名
9月 5日	仁方	21名
9月13日	豊	21名
9月28日	下蒲刈	19名
10月28日	宮原	29名
11月29日	広西北部	34名
令和5年 3月17日	吉浦	39名
3月22日	仁方	30名

●参加者の属性

地区社会福祉協議会役員，民生委員・児童委員，自治会長・役員，老人クラブ役員，女性連合会・赤十字奉仕団役員，ふれあい・いきいきサロン世話人，事業所職員，相談機関職員，行政職員 等



5 検討過程

開催日	検討過程
令和4年 3月16日	理事会
3月25日	評議員会
4月12日	作業部会
5月10日	作業部会
5月18日	作業部会
5月23日	検討委員会
5月25日	作業部会
6月 3日	作業部会
6月 7日	推進委員会
6月 8日	検討委員会
6月15日	職員勉強会・意見交換会
6月20日	作業部会
7月13日	作業部会

7月26日	作業部会
8月1日	作業部会
8月12日	作業部会
8月23日	検討委員会
9月2日	作業部会
9月6日	職員勉強会・意見交換会
9月21日	作業部会
9月30日	職員勉強会・意見交換会
10月5日	作業部会
10月17日	作業部会
10月18日	検討委員会
10月19日	作業部会
11月1日	作業部会
11月7日	作業部会
11月9日	作業部会
11月11日	作業部会
11月15日	作業部会
11月25日	推進委員会
11月25日	作業部会
12月2日	作業部会
12月8日	作業部会
令和5年 1月11日	作業部会
1月20日	作業部会
1月27日	作業部会
1月31日	作業部会
2月7日	検討委員会
2月24日	推進委員会
3月14日	理事会
3月28日	評議員会

●検討回数

理事会・評議員会	推進委員会	検討委員会	作業部会	職員勉強会 意見交換会
4回	3回	5回	27回	3回

6 推進委員会名簿

呉市社会福祉協議会地域福祉部会を推進委員会に位置付ける。

(令和4年11月30日現在)

氏名	所属
古江 由紀枝	呉市民生委員児童委員協議会
新田 英樹	呉市社会福祉施設連絡協議会
神田 晃典	呉市自治会連合会
川畑 勝之	呉市自治会連合会
土本 敏明	呉市地区社会福祉協議会会長連絡会議
友井 輝道	呉市地区社会福祉協議会会長連絡会議
隠村 誠二	呉市地区社会福祉協議会会長連絡会議
河野 一美	呉市民生委員児童委員協議会
山田 照枝	呉市民生委員児童委員協議会
瀬川 佳代子	呉市民生委員児童委員協議会
佐藤 光子	呉市女性連合会・呉市赤十字奉仕団
川中 克幸	呉市身体障害者福祉協会
鈴木 孝雄	呉市老人クラブ連合会
濱田 純典	呉市福祉保健部長
内藤 雅夫	呉市保健所長
山根 直行	社会福祉法人 呉市社会福祉協議会常務理事

●策定アドバイザー

氏名	所属
渡辺 晴子	広島国際大学 健康科学部医療福祉学科 准教授
松井 寛泰	社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 地域福祉課 主任



社会福祉法人
呉市社会福祉協議会

〒737-8517

広島県呉市中央5丁目12番21号
呉市福社会館内

TEL : 0823-25-3509

FAX : 0823-25-7453

HP : <https://www.kureshakyō.jp>

